

午前10時30分開会

○嶋崎分科会長 おはようございます。着座で進めさせていただきます。ただいまより、予算・決算特別委員会企画総務分科会を開会いたします。

決算調査の進め方をお諮りいたします。

当分科会では、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてのうち、企画総務委員会所管分を調査いたします。お手元に、決算調査につきましては、案を配付してございますので、ご確認を頂きたいと存じます。

1番、調査方法でありますけれども、理事者からの説明は、決算関係資料の配付をもって代えさせていただきます。特に説明を要する場合のみ行うことといたします。冒頭に各部の令和3年度決算の特徴や成果などの説明を頂いた後、主要施策の成果等の説明がある場合は、目の冒頭で説明をお願いいたします。原則として、目ごとに質疑を受けますが、事項が少ない目については、項でまとめて質疑を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 次に2番、理事者の出席について。政策経営部長、財政課長及び会計管理者は常時出席とし、ほかの理事者は所管分の調査時のみ出席といたしまして、それ以外は自席待機といたします。

3番の調査日程でありますけれども、本日は、政策経営部、会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局所管の歳出、款で言うと、議会費、総務費、職員費、公債費、諸支出金、予備費と、当該所管の歳入、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金に関する運用状況調書の調査を行います。次回は9月30日でありますけれども、環境まちづくり部所管の歳入歳出の調査を行います。

4番目、分科会の決算調査報告書でありますけれども、「分科会で論議された項目」及び「総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付した上で、10月6日木曜日に、予算・決算特別委員長に提出をいたします。

ここまでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。

お持ちいただきました資料の確認をいたします。各会計歳入歳出決算書及び附属書類、決算参考書、決算関係資料、主要施策の成果、決算審査意見書、事務事業概要でありますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。

なお、会計室と総務課から、分科会の報告を即刻行うため、後方の席にパソコンを持ち込んでタイピングしたいという旨の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

また、9月28日開催の予算・決算特別委員会において、追加の資料要求がありまして、監査に関する資料につきましては、委員のお手元に配付してございます。ご確認を頂きたいと思います。この資料につきましては、委員のみということで、慎重に取扱いのほうをよろしく願いいたします。

限られた時間の中での調査となりますので、説明、質問、答弁、いずれもご協力を賜りますよう、よろしくお願いしたいと存じます。

それでは、早速調査に入ります。

まず、区議会事務局所管分の歳出、議会費の調査です。決算参考書140ページから141ページであります。目でありますと、1、議会費と2、事務局費、併せて執行機関からの説明がありますでしょうか。

○安田区議会事務局次長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。

説明がないということでありますけれども、質疑を受けますけれども、いかがでしょう。

○小枝委員 例規検索システムと、文書事務に当たるのかどうかなんですけれども、例規集のことで伺いたいと思います。

○嶋崎分科会長 何のこと。

○小枝委員 例規集。

○嶋崎分科会長 はい。どうぞ。

○小枝委員 はい。ここでよろしい、大丈夫ですか。

○嶋崎分科会長 いいかな。

○安田区議会事務局次長 議会情報システムに入っていますので。

○嶋崎分科会長 はい。140、（発言する者あり）システムに入っているんでしょう。

○安田区議会事務局次長 そうです。

○嶋崎分科会長 ということは、140ページ。はい、どうぞ。

○小枝委員 システムが充実していくことはいいことなんですけど、あれが使いやすいかどうかは、ちょっと言いたいことはありますが、今日伺いたいのは、こういう二つの冊子を作らなくなってから何年がたっているのでしょうか。紙ベースの冊子、あれを印刷しなくなって何年たっていますか。

○安田区議会事務局次長 ただいまの小枝委員のご質問は、区の例規集のことでしょうか。

○小枝委員 そうです。

○安田区議会事務局次長 区の例規集。

○小枝委員 はい。

○安田区議会事務局次長 そうしますと、申し訳ありません、ここの議会の項目ではございません。

○嶋崎分科会長 違うの。違うのね。

○小枝委員 はいはい。

○嶋崎分科会長 そのシステムには入らない。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。どうぞ。

○小枝委員 そのときに。まだいいです、いいです。

○嶋崎分科会長 そのとき。

○小枝委員 議会、今は議会ですね。

○嶋崎分科会長 そのときって、それ、ちょっと、それはどこに入っているの、じゃあ。

○安田区議会事務局次長 総務課の……

- 嶋崎分科会長 はい。
- 小枝委員 はい。
- 嶋崎分科会長 そっちで聞くからね。
- 小枝委員 はい。
- 嶋崎分科会長 で、いいですか。
- 小枝委員 はい、いいです。
- 嶋崎分科会長 はい。
- ほかにありますか、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。それでは、議会費の調査を終了いたします。

次に、総務費の調査に入ります。令和3年度決算の特徴や成果、概要の説明があれば、お願いをいたします。

○古田政策経営部長 それでは、政策経営部の令和3年度決算の状況につきまして、概括的な説明をさせていただきます。

政策経営部におきましては、全庁横断的な取組も含めまして、各部の下支えをしていくという姿勢で毎年度予算を編成し、執行しているところでございます。

まず、区全体の総括でございますが、令和3年度一般会計歳出の執行率につきましては84.2%で、100億円を超える不用額が生じてございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模を縮小した事業、予定どおりの進捗や事業実績に至らなかった事業が多数あったこと、あるいは入札結果により契約差金が生じたことなど、様々な要因がございます。

傾向としましては、経常的事业予算につきましては不用額が少なく、施設整備工事や財産購入などの投資的的事业予算につきまして、多額の不用額が生じている状況でございます。いま一度、執行率の状況や、その要因を検証した上で、来年度予算の適切な編成に反映させてまいります。

続きまして、政策経営部の総括でございますが、総務費の執行率は66.2%で、款別の執行率では最も低い率となっております。要因としましては、区全体の状況と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響や、財産購入の進捗状況による多額の不用額が生じたことなどでございます。

なお、総務費以外の職員費、公債費、諸支出金につきましては、例年どおり高い執行率となっております。

最後に、監査委員の意見書においても、今後の課題としてご指摘を頂きました、基金の活用についてでございます。令和4年5月末における基金残高は、総額で1,175億円余でございますが、昨今の建設資材高騰の影響により、今後の工事経費は増額が見込まれておりまして、社会資本等整備基金の計画的な活用が求められております。また、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない状況の中では、不測の事態に臨機に対応するために、財政調整基金の活用も想定されるところでございます。

いずれにいたしましても、現在の健全な財政状況を維持するとともに、全ての基金について、計画的かつ効果的な活用に努めてまいります。

概括的なご説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

調査を始めますけれども、総務管理費の一般管理費、決算参考書236ページから239ページでありますけれども、この部分に関して、何かご説明はありますか。

○石綿総務課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。

執行機関からはないということですので、質疑を受けたいと思います。どうぞ。

○小林たかや委員 4番の情報公開・個人情報保護制度運営についてですけれども、今度、令和3年に個人情報保護法が改正されまして、それによりまして、千代田区の個人情報保護条例は廃止されますよね。で、難しいことは結構なんで、これが、国の法律が入ってきて、区の個人情報保護条例が廃止されることによる変化、メリットとデメリット、あと、要するに今まで審議会へ諮問してたりするんでしょうけれども、その辺、ちょっと整理して、示していただけないでしょうか。

○石綿総務課長 ただいま小林（た）委員からご質問いただきました、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う区の変更点というところでございます。

こちらに関しましては、今、鋭意、本区の個人情報保護条例、法改正を受けた取扱いに関しまして、鋭意、整理を進めさせていただいております。近々、議案として、また皆様にもご議論頂くことを予定しているところでございます。その際に、また詳しいご説明をさせていただきたいと思いますが、今、本当に概括的というか、大きなところでの話といたしましては、基本的には、個別の個人情報保護についての取扱いの審議に関しましては、これまでは個人情報保護審議会を設置して、各区で独自に行っておりましたけども、これが基本的には法のほうに委ねられてくるということが一番大きなところかなと思っております。

そのほかにも、法で吸収される部分というのは多々ございまして、これがメリット、デメリットでお示するというのは、なかなか難しいところではあるんですけど、判断が分かれる部分もございまして、そこに関しましては、また別途、条例改正等の際に詳しくご説明をさせていただければと思いますが、まずは大きなところは、そういった点かなというふうに認識してございます。

○小林たかや委員 また改めて、よろしくお願ひしたいと思います。

やっぱりちょっと気になるのは、千代田区の個人情報保護条例が廃止される、もちろん、条規・条例によって、なくなっちゃうわけですから、そのときのいい点も悪い点もあるんですよ。考え方では、それはもちろん上の法律ですから、あるんですけど、千代田区がこの条例を施行したおかげで、プラス・マイナスが出ているはずなので、その辺も含めて、今度説明していただければと思いますけど。

○石綿総務課長 ただいまのご指摘、受け止めさせていただきまして、別途、条例改正等の際には、ご説明をさせていただきたいと思います。メリット、デメリットというのは、繰り返しになってしまうんですが、なかなか評価しにくい点もあるにはあるんですけども、そこも分かりやすくご説明をさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、区民の皆様方に影響が及ぶようなことは、もう極力避けるような形で今検討してございますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○嶋崎分科会長 いいですか。はい。

ちょっと休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時47分再開

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

ほかにどうぞ。（発言する者あり）今、ちゃんと聞いていてよ。総務管理費の中の、ページから言うと236ページから239ページ、執行機関の説明があって、ご質疑ありますかって言っているんだから。

○小枝委員 はい、分科会長。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 先ほどの例規のこと、簡単にやりたいですが、その後、個人情報のほうに戻るのも困りますよね。

○嶋崎分科会長 もちろん。

○小枝委員 一つずつですよ。

○嶋崎分科会長 終わっているんだから。

○小枝委員 だとすると、じゃあ、個人情報のほうからやらせていただいたほうが、今、発言されたので、関連してやって……

○嶋崎分科会長 関連でね。

○小枝委員 そのほうがいいかなというふうに思いますので。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○小枝委員 はい。

104.6万、執行率が64.90というふうになっておりますね。この支出済額67万8,840円の利用状況と、執行残が出たのはどういうふうなことかということをお伺いしたいと思います。

○嶋崎分科会長 残の答弁でいいですね。

○小枝委員 うん。はい。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○石綿総務課長 それでは、個人情報保護関連の制度運営の予算の執行状況について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

こちら、執行の主な内容でございますが、こちらは個人情報保護審議会、こちらの委員の皆様方の報酬として53万1,000円、それから、あとは会議録のテープ反訳、こちらの執行といたしまして、14万7,840円を執行してございます。トータルで67万8,840円の、執行率が64.9%という形に相なっております。

○小枝委員 と、残が出た理由。

○嶋崎分科会長 残ね。残のところ。

○石綿総務課長 残が出た理由と申しますと、こちらは執行による残ということになりますので、実際は審議会が6回ほど開催をされておりますけれども、その開催の実績による支払いをさせていただきまして、残額は、この全くの残、その執行に対する残額ということになってございます。

○小枝委員 そうすると、見込んだ会議の開催よりも、回数が少なかったということでしょうか。大体、年間にどのくらい見込んでいるのでしょうか。

また、傾向として、昨今のデジタル化ということもあって、回数が増えているのか、その辺の傾向を教えてくださいと思います。

○石綿総務課長 こちら、予算上は7回を見積もっておりまして、そういう意味ですと、そこに近い回数ということにはなってございますが、必要に応じて開催をさせていただいた結果というところでございます。

近年の傾向でございますが、今、委員おっしゃったとおり、やはりデジタル化が進んでいるということもありながら、特に昨今ではコロナ関係によるシステムの活用ということもありまして、こういった審議案件が増えているというのが、この近年の状況でございます。

○小枝委員 システムがかなり変わってきていることや、便利になっているがゆえに、様々、個人情報に関わる事項が増えてくるということもあると思うんですが、そこでの、事務事業概要の39ページのところに、実績ということで、個人情報保護審議会への諮問件数というふうになっておりますね。元年が9件に、翌年2件、そして当該年度が17件と。今年も、こんなような傾向なのかなというふうに思いますし、自己情報開示請求も、これは横ばいですが、逆に言うと、こんなに毎年事務取扱いがあるんですねということがよく分かります。はい。

それで、諮問をするのは、行政から、この件についてやってくださいという形ですることがほとんどなのか、それとも委員、先生方のほうから、この件についてだったらどうですかと言われてやることになるのか、細かい件数はいいですから、仕組みとか、件数、あるいは条例根拠みたいなものがあったら、こういうふうな運用の仕方をしているんですよ。私も一つ議事録を見せていただきましたけれども、大変分かりやすく議事録も書かれていますし、恐らく法規主査さんが行司役というか、会議を回していくような格好でなされているんだなということで、各部を読みながら、案件ごとに確認をするという、そして了、この件についてはよろしいですか、よろしいです、全員一致みたいになっていて、ある意味、都市計画審議会のような感じの会議体なんだなということが、しかも、会議は傍聴が可だというふうに読みました。と、伺いたいのは、どういう形で、この案件を選び取っていくんですかということなんです。分かりますか。

○石綿総務課長 今、るる頂きましたご質問でございますけれども、基本的には、例えば新規のシステム導入に当たりまして、個人情報保護審議会の審議が必要かどうかということ、当然、これ、内部でシステム構築を進めていくところではございますので、そういったところの相談をまず私どものほうで受ける、あるいはIT推進課などで詳細を、お話を伺いながら所管とやり取りをさせていただいた上で、委員の皆様にも審議を諮らせていただくというような段取りで進んでいるというような状況でございます。

先ほどもご案内をさせていただきましたが、昨年度の例で言うと、例えばコロナ、事務事業概要にも記載をしてございますが、コロナウイルス感染者の自宅療養の情報をオンラインで医師会に提供するような内容であるとか、こういったコロナ関連に関する、デジタル化を進めるに当たって、個人情報に関して、その取扱いを審議を諮る必要があるということで、内部から相談があって、実際に審議をさせていただくというのが非常に多いと。

で、それ以外には、先ほど小林（た）委員からもご質問を頂いたような、個人情報保護の制度の変更によって、そういったご説明も、審議会を活用して、私どものほうからご相

談をさせていただいたり、ご報告をさせていただいたりということも、議題としては取り入れているような状況でございます。

○小枝委員 はい、委員長。分科会長か。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○小枝委員 なかなか、法の立てつけというのも、千代田区は、ある意味、しっかりとしている部分がありますので、ちょっと確認したいんですけども、定義として、この2条の1項の個人情報に、よく勉強会の会議を開催するときに、写真撮っていいですか、困る人は手を挙げてくださって、やりますよね。ここに、写真とか、個人の、住民の写真や動画というのは入りますか。事実の確認、一般論としての確認のみです。

○石綿総務課長 今のご質問に関しまして、申し訳ありません、その状況などによって変化がある場合もあるかなというふうに推察されますので、この場で白か黒かというようなお答えというのは、簡単にはいたしかねる部分があるかなというふうに認識をしたところでございます。その状況によって、若干解釈が変わる部分もあるかなというふうに認識してございます。

○小枝委員 状況によって判断は変わりますと。除外の何か事項が仮にあるとしても、ベースとしてはどうですかということを伺っておきます。

○石綿総務課長 法に照らして、条例に照らしてということも、正確にはあるかなというふうには考えるところではございますので、確定事項としてのご答弁は控えさせていただきますけども、一般論としては、例えば広報紙の編集作業などに当たって、撮影をする際にも、お声をかけさせていただいて撮影をしているというようなのが、一般的には多かろうというふうに思っております。

○小枝委員 その定めの中に、収集の制限と外部提供の制限、それぞれ8条と16条ということで、ありますけれども、この制限を、今おっしゃるように解除、この場合についてはやむを得ないですねという判断をする場合においては、それを個人情報保護審議会に諮るということはなさっているという解釈でよろしいですか。

○石綿総務課長 委員にご質問いただいたようなケースというのが、大変申し訳ございません、私の経験の中で、あるいは情報として得ている中では、実際には、お取扱いが、今、私の中では経験がございませんので、即答は、申し訳ございません、ちょっといたしかねるような状況でございます。

○小枝委員 そうしましたら、即答でなくても、ここのところはしっかりと、この条例の定めの中に、審議会の意見を聞いて、その必要がないと実施機関が認めるときはこの限りでないという、こういうふうなケースが、そうそうないのかもしれませんが、こういうことについて、審議会に諮ったことがあるのかないのか、そして、諮ろうとしたら、諮れる事項であるのかないのかということも含めて、しっかりと調べて、答弁をしていただきたいと思いますけれども。

○嶋崎分科会長 今すぐ、そのやり取りの中の話って、即答できないんだろう。ねえ。

ちょっと休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時02分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

小枝委員。

○小枝委員 まあ、私どももね、勉強をしっかりと、勉強不足、ちゃんと、大事なことで、確認をしながら、的確に、法の運用、コンプライアンス、していかなきゃいけないと思いますので、そこは今日は問題提起ということにさせていただいて、それについては、しっかりと答弁ができるように、双方、しっかりと調査をしていくということで、よろしければ、ここはそういうふうにさせていただきたいというふうに思います。いかがでしょうかね。あ、私がそう言えば、それでいいんですか。

○嶋崎分科会長 いや、いい。俺がまとめる。

で、いずれにしても、ちょっと大切な部分なところもあるから、受け止めて、そこは指摘事項は指摘事項として受け止めていただいて、どういうふうな形になるかは別にして、取りあえず、今日のところは受け止めておくしかないよ。その答弁だけ下さい。

○石綿総務課長 ただいま小枝委員のご質問に関しましては、私どもも大事なことで受け止めさせていただきまして、今後、また検討させていただければというふうに思っています。

○嶋崎分科会長 はい。

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。関連。

はい、岩田委員。

○岩田委員 すみません、ちょっと基本的なところで、個人情報保護法上の個人情報と、区の保護条例の意味する個人情報というのは、全く意味するところは同じですか。その定義として。

○石綿総務課長 非常に難しいご質問かなというふうに思っています。いわゆる個人情報の法のほうの個人情報と区の条例で示す個人情報の違いと、こういったご質問かなというふうに思っていますが、基本的には、国で定める個人情報というのは、法で定められたもの、定義というものがあるかと思います。基本的に、区の個人情報保護条例に関しましては、これは区における個人情報の収集等々に関しまして、ルールを定めたものであるというところでは、何をもちいて全く同じかどうかというのは、非常に難しいところかなと思っています。基本的には、区の中で個人情報を取り扱うルールというのが基本になっているというのが、条例上の内容かなというふうに認識しています。

○嶋崎分科会長 一つの中で言えば、大きな枠組みが、国の枠組みがあって、それで個々の自治体のそれぞれの個人情報の約束事があるから、そこはにらみながら、個別具体は自治体ごとの判断になるんじゃないんですかねという、そういう話だよ。そこも踏まえて。

○岩田委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい、続けてください。

○岩田委員 ちょっと、しつこくてごめんなさい。個人情報保護法、保護法上の個人情報というのは、定義があるじゃないですか。つまり、それを、例えば住所・氏名などで個人が特定できるものというふうな定義ありますよね。まさに、その考えと同じなのかというところなんです。はい。

○石綿総務課長 今、いわゆる広義の意味でというような解釈でよろしいのかなと思いますけれども、条例に関しましては、そこは同じような、特定の個人を識別することができます。

ることとなるような情報というのは、個人情報としての取扱いになるかなというふうに認識してございます。

○岩田委員 では、その個人情報のデータベースという定義も、同じ考えで、個人情報保護法と条例では同じなんでしょうか。

○石綿総務課長 データベースというものが何を指すかというところかなというふうに思っております。繰り返し、同じような話になってしまうんですけど、そうすると、データベースとは何ぞやというような、データベースの定義のところにもよるかなというふうに認識してございます。

○岩田委員 分かりました。

○嶋崎分科会長 はい。

桜井委員。

○桜井委員 236ページの……

○嶋崎分科会長 ごめん、ごめん。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 今のところ……

○桜井委員 あ、今のところじゃないです。

○嶋崎分科会長 じゃあ、1回仕切ります。

今のところの、個人情報はいいですか。あるの、関連で。

小林（た）委員。

○小林たかや委員 これも千代田区がやっている事業じゃないんですけど、東京都で千代田区に関わる中で、民生・児童委員対象のデジタル機器・モバイルPCの配付というものが始まります。来年の2月に研修を受けて、デジタル機器による民生・児童委員活動支援事業がスタートすると。生活困窮者支援や孤立対策等に取り組む民生・児童委員等の活動を支援するため、デジタル機器の導入など、相談支援の強化に資する取組を支援するという事で、個人に1台ずつ、民生委員に1台ずつ、モバイル機器、パソコン等が配付されるんですけども、これに関して、これはDXを推進するためにもあるんでしょうけど、それからデータの処理とか、仕事の簡素化とか、いろいろな意味で便利にしていこうというのが、一つ大事だし、正確にやっっていこうということで、東京都が実施しているんですけど、これに関して、これ、個人情報がここに蓄積されていきますよね、パソコンの中に。蓄積されていきますよね。そのときの、今、公務員として、あるいは民生委員として預かっている個人情報というのは、どういう扱いになるのかなというのが、ちょっと、よく分からないんですね。この、今の時点では。で、これはもう、もちろんこれ東京都のやっていることだから、そんなに乱暴なことをやっているわけではないんで、ちゃんと条例に基づいてやっていると思いますけれども、うちの個人情報保護、千代田区との関係とか、これによる心配事項とかがあるのかなと、ちょっと私は思ったりするので、これについての区の見解をお願いしたいんですけど。

○嶋崎分科会長 はい、休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

担当課長。

○村木デジタル戦略担当課長 お時間を頂いて、申し訳ございません。デジタル関係のものでございますので——と関連していますので、私のほうで簡単に答えさせていただきます。

民生・児童委員の方々につきましては、今現在でも、例えば紙ベースで名簿等を提供したりして、その活動を区のほうでお願いする際に様々な支援をしているところでございます。その際にも個人情報をお渡ししているわけなんですけど、そういったものについては、もちろん現在の千代田区の個人情報保護条例上で適切な対応、適切な、個人情報保護条例上の規定を守った上で、民生・児童委員の皆様にはご提供させていただいています。

また、民生・児童委員の皆様は準公務員という形で、守秘義務等が課されておりますので、情報の管理につきましては、区といたしましても、一般の方に出すのとは、またちょっと違うかなというふうには考えているところでございます。

また今度、デジタルになりますと、それはまた、紙のものとはまた違った考慮が必要になりますので、現在の個人情報保護条例上ですと、個人情報のコンピュータ処理の場合には、また改めて、別途、個人情報保護条例上の手続が必要になりますので、例えば保護審議会への諮問ですとか、あるいは例外規定等に該当するものであれば、また、そちらのほうの解釈ですとか、いろいろ問題が生じますので、そういったところは、もし、そういった都の制度を利用する場合であれば、そのところは現在の個人情報保護条例に反しないように、また、来年度以降であれば、新たな個人情報保護法に反しないように、きちんとした手続を踏んだ上で実施したいと考えております。

○嶋崎分科会長 小林（た）委員。

○小林たかや委員 そうやっていただくようお願いしたいんですけど、これはもう実際は進んでおりまして、かなり実施が早いんで、今言われた、お答えしていただいたことが、現実にスタートするまでに、できるのかどうかというのがあるんですけど、その辺は、もう既にそういうやり取りはしているんですか。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまの小林（た）委員のほうからご指摘がありました、東京都のほうの民生・児童委員に対する支援の制度ですけど、これについて、まだ、デジタルの担当のほうには、福祉の担当のほうから、実施するとか、そういったことについては、まだ連絡が入ってございません。ただ、もしそういったことを福祉のほうで実施するというのであれば、我々としても、スケジュール的には十分間に合うに、手続のほうは進めたいと思います。

○小林たかや委員 そこが一番大切なところで、連絡が来ていないというのが困るんですよ。これは、実際、もう現場レベルで動いていて、スタートするんですよ。これはたまたま、これ1個。だけど、これからデジタル化というのは、そういうところが至るところでできるんじゃないですか。で、なおかつ、その場合に個人情報保護審議会にかけなくちゃいけないというのも、全部関係してくるんじゃないですかね、DXって、各課で。そこで、全部そこがコントロールできればいいんですけど、できない場合にも、そういう何か指針とか、これ、ガイドラインも入っていたのかな。そういうのがないと、現場ではどんどんデジタル化が進んで、こういう個人情報が集積された電子媒体のものが、容易に移動できるものが、紙の台帳を持って歩いていたものはなくならないけれども、電子データのものは、

すごく容易に、USB一つだったり、通信一つだったりして、情報というのが侵されていくようなのがDXなんで、その辺は、連絡が来ていなくても大丈夫なようになっていないといけないと思うんですけども、ちょっと、ここでそれをやっていいかどうかは分からないんですけど、ちょっと個人情報のところで心配なので、質問しているんです。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまの委員のご指摘、まさにそのとおりでございますので、我々としても――我々でない、デジタル担当といたしましては、先ほど申し上げたようにコンピュータ処理、これについては、現在の個人情報保護条例上では、個人情報保護審議会の諮問事項というふうにされていますので、そういったものを導入する際には、必ずITのほうに連絡するようというものは、それは各課に周知してございます。まず、そういったものが十分でないというご指摘であれば、その点では、こちら反省いたしまして、十分に手続のほうを慎重に進めていきたいというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 実際、来ていなかったんですよね。デジタル。来ていますか。来ていなかったんですよね。来ていないんですよね。

○村木デジタル戦略担当課長 はい。

○小林たかや委員 それが問題だと言っているのです。そこが問題だって。一生懸命やっていたので、あれなので、もう早速、そういうところをもう一度洗い直していただきたいんですよ。条例としては諮問するようになっていきますとか、やるようになっていきますよといっても、実際動いて、もう民生委員に来年の2月にはパソコンが行っちゃうんですよ。それでこっちは動いているので、その辺のことをやっぱりしっかりグリップを締めていただかないと、DX、よくなって、反対によくなったことが悪くなっちゃったなんということにならないようお願いしたいんですけど、いかがですか。

○嶋崎分科会長 はい。まとめてご答弁ください。どうぞ。

○村木デジタル戦略担当課長 ただいまご指摘いただきました。我々のほうとしても、まだ、東京都のほうの民生委員への支援制度、こちらのほうをちょっと十分理解していないところがあったので、そこのところは、きちんと調べた上で、個人情報の手続、こちらのほうが遺漏がないように、きちんと進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○嶋崎分科会長 はい。当然、所管ともやり取りしてくださいね。DXだけでやっている話じゃないから、所管との連携もきちっと取りながらやっていただくことが大事だと思いますが。

○村木デジタル戦略担当課長 所管の保健福祉部のほうとも十分に連携しながら進めていきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。

ここの個人情報の件は、ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。では、ここは終了します。

ほかのところへ。

桜井委員。

○桜井委員 9番の職員研修のところを質問したいと思います。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○桜井委員 いいですか。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○桜井委員 この職員研修、大変大切なものだというふうに理解をしております。先日、ちょうど新しい研修所ができましたよね。あそこの千代田保健所の前のところに新しい建物ができて、私も視察に行ってきましたけど、この中の機器なんかも見ましたが、大変素晴らしいものだなというふうに理解をいたしました。

ここに書いてある職員研修、2,475万9,000円に対しての不用額が587万円ということで、76.29%ということになっています。こういうコロナ禍の中でのことでございますから、この76%というのが多いのか少ないのかというのは、ちょっとこれから聞いてみないと分からないわけですが、まずは、この587万円の不用額について、どういったものがあるのか教えていただけますか。

○神河人事課長 ご質問、こちらの職員研修の不用額についてのご説明ということでございますが、不用額の理由としましては大きく二つございます。

まず一つは、例年、新規採用の職員に対して、入庁前に3月に行っていた研修を令和3年度は行わなかったということでございます。その理由でございますけれども、近年、経験者採用が新規採用者の中でも結構増えてきておまして、3月末まで仕事をされているような方もいらっしゃるので、なかなか、3月の末の研修と一緒に参加いただくことが、なかなか難しくなってきたというようなことがございます。このため、令和3年度の3月に実施する予定の、令和3年度。あ、令和。3月に実施する予定だったものを4月にずらしまして、新年度に入って実施するようになりましたので、その分で措置しておりました予算、およそ245万円ほどが未執行になったということが、まず一つ目の理由でございます。

もう一つは、自己啓発助成という、職員の自己啓発、例えば資格取得であるとか、何か英会話の勉強をされたりとか、そういった自主的な活動に対して助成をするという制度がございまして、そちらのほうが、実績残としまして約150万円でございます。

この二つが大きな理由でございます。後にご説明いたしました自己啓発助成につきましては、やはり職員が自立性・自発性を発揮しまして、自己研さんを行うことは大変人材育成上重要だと思っておりますので、周知方法についても、一工夫していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

○桜井委員 はい、分かりました。

くしくも、その後のほうに言われた自己啓発に対する予算額の実行残があるということでございます。事務事業概要の144ページのところにも、自己啓発の援助のところ詳しく載っております。で、この通常の研修のメニュー以外に、その研修のメニューは4月に行ったということなので、それはそれとして、いいとして、この自己啓発で自分からやってみようと、自分のレベルを、スキルを上げるために、勉強してみたいとか、そういう啓発の思いを区としても後押しするということは、大変大切なことだと思うし、非常に、そういうほうが、人から言われるよりも、自分からやっていくほうがずっと身につくわけですから、これが、こういう形で執行残として残ってしまったということは、非常に残念なことだと思います。その理由は、大きなものとしては、どんなことを考えていらっしゃるんですか。

○神河人事課長 理由としては、幾つか考えることができますが、その一つとしては、十分な周知ができていないというところもあるのかなというふうに考えております。また、別の理由としては、制度が、もう少し、より使いやすいような制度になることについての検討も必要なのかなというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、今現在、例えば、先ほど申し上げたように、英会話であるとか、建築士の対策講座とか、そういったことについて利用されている現状もでございます。最近、新規の職員も増えてきておりますので、周知の方法については、一度見直しまして、より広く職員に利用されるような制度としてまいりたいと思います。

○桜井委員 ぜひ、分かっていることであれば、しっかりとそこはやっていただきたいと思うんですね。十分な周知ができていないとか、使い勝手が悪いとかということが分かっているのであれば、それをやってもらうためにはどうしたらいいのかということは、やっぱりそれは職員の皆さんのためにも、きちっと提示をしてやっていただくと。で、この自己啓発のメニューの中にも、自己研修の助成だとか、資格の取得だとか、海外や地方行政の調査の助成だとか、いろいろとあるんですね。で、今後、そういうことに対して、職員が申請しやすいように考えますということなので、ぜひ、それはそれとしてやっていただきたい。

それと、今言ったような、そういう助成の制度、一部を助成するということが書いてあるんですね。みんな、それぞれにね。で、この一部を助成するというものについては、どうなんですか、どのぐらいの助成率になっているんですか。区の職員がかなり負担になるような状態なのか、発意をすれば何とか手が届くような助成率なのか、そこら辺はどうなんでしょう。

○神河人事課長 自己啓発の制度につきましては、大きく4点ございます。

一つは、自己啓発助成というものでございまして、こちらは勤務時間外を使ってスキルアップのための資格・知識の習得を目的に行うような内容のものでございます。こちらが、先ほど申し上げたような英会話であるとか、何か資格取得のための勉強などにご利用いただける制度でございますが、こちらが受講費用の半額を助成するものでございますが、上限額が3万円となっております。こういった中でご利用いただくような形になるものが、まず一つですね。

それから、2点目としましては、自主研究グループ助成というものがございます。これは職員間でグループをつくって勉強会などをするとき、そのときに例えばお呼びする講師の謝礼であるとか、会場の使用料とか、そういったものを助成するものでございまして、資料の購入費とか、そういったものを助成するものでございまして、1グループにつき3万円を上限としているのが、今、現行でございます。

それから、建築士講座等受講助成。こちらは一級建築士の資格取得のための講座受講料、資格取得後の登録料の助成などを行うものでございまして、こちらにつきましては、講座受講料の半額、ただし、上限が20万円ということになっております。

いずれも上限額みたいなものを定めているところでございます。

あと、最後に、4点目としましては、海外地方行政調査助成というものもでございます。こちらは、今現在、コロナ期ということで、こちらは今予算は要求していないところでございますけれども、こちらについても、自己負担額は3分の2で、上限額を設けて、制度

としてはございます。現在は予算措置しておりませんので、海外助成のほうは行ってないということでございます。いずれにしても、ちょっと上限額がございますところで、ご利用いただいているものでございます。

○桜井委員 分かりました。かなり具体的なところまでお示しをすることができるような、残念ながら、十分な周知ができていないというようなお話でありましたけども、当然、ここで予算額をつくっている根拠の中には、前年の自習例だとか、啓発で手を挙げた方の数だとか、そういったものの積み重ねなり実績を基に当然出している話だと思うんですよ、予算額というのはね。ただ、それに対して、こういう不用額が出てきちゃっているということについては、やっぱりそれはそれとして、冒頭、課長がおっしゃったような、いかに区の職員の方にレベルアップをしていただくために、自らを手を挙げている方に、きちっと周知をして、そして応援、区として応援をしてさし上げられるような、そういう体制を取れるかどうかというのは、千代田区にとってもね、大変大切なことだと思うので、ぜひ、そこら辺のところは徹底してやっていただきたいと思えますけど、いかがでしょう。

○神河人事課長 そうですね、実績に対して、少し予算を多く預かり過ぎじゃないかということも、確かに感じなくもないです。すみません。ですが、職員の育成のために、こういった制度、より職員に利用してもらいやすいように、そして職員の自立や自発性を助けながら、人材育成を進めていけるように、制度を検討してまいりたいと思えます。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○桜井委員 よろしくをお願いします。

○嶋崎分科会長 これはすごい大切なことで、あんまり不用額を生むようなことじゃなくてね、この間の、それこそ議案とも関係ありますよ、これ。管理職を、やっぱり目指してもらいたいという、そういう磨きをかける一番のベースなところなんだから、そこは周知が徹底しなかったとかね、そんな情けない話じゃなくて、もうしっかりと、そこは底上げでやっていただかないと、この先のやっぱり管理職の非常に少ないというような状況にならないように、もう、これ、ちょっと、部長、きちっとさ、共通認識にしないとまずいんじゃないの。そんな不用額を生むような話じゃないよ。きちっと、それを答弁してください。

○中田行政管理担当部長 ただいまお二人から、研修に関していろいろご意見を頂きました。この研修、自己啓発に関しましては、よく研修と申しますと職場内研修、また、集団で行う研修、そして自己啓発ということで、研修の中の1本の大きな柱だというふうに認識しております。本日、執行率につきましても、ご指摘を頂きまして、より職員に利用してもらえるように、私どももしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに、今、改めて認識をしたところです。利用されない原因は何かというものもしっかり分析をしまして、今後対応していきたいと考えております。

○嶋崎分科会長 はい。お願いします。

この部分、いいですか。（発言する者あり）関連。（「はい」と呼ぶ者あり）関連。

大串委員。

○大串委員 研修の大切さは、私も同感です。ここのところでは、千代田区、事務事業概要143ページにあるとおり、人材育成基本方針を改定したのが平成22年。で、再び、

また今年度ですか、改定に向けて作業しているというふうに、監査の報告書には書いてあったんですけども、具体的には、どのような改定を目指しているのでしょうか。

○神河人事課長 人材育成基本方針の改定の方針ということについてのご質問でございます。

本年度、組織目標管理としまして、人事課の課題としまして、人材育成方針の改定ということで、今、順次準備を進めているところでございます。現時点では、素案は作成しておりますが、今後、庁内議論の手続に入っていくところでございますので、今の時点で、具体的内容についてご説明することはできませんけれども、なるべく早く、そういった、その考えについても、議会の皆様にもご意見を頂く機会もつくりながら、策定を急いでまいりたいと考えております。

○大串委員 じゃあ、それはまたしかるべきときに報告してください。

議案審査のときも、職員の年齢構成、それから人材育成が大切だよねという話がありました。私は、そのとき、答弁の中で、近年は大体、新しい職員、50名から70名程度、毎年採っていますよという話があったんですけども、退職される方が5年間で30何名かな、そのぐらいなんで、そうすると、かなりの職員の人数が増えてくるようになりますよね。そうすると、もちろん採用するのは大いに私もいいと思うんですけども、それが千代田区の財政を、何ていうの、区民税、特別区民税が入ってくるのが約200億。で、人件費が約110億ぐらいかな。先日、それぞれ項目ごとに説明がありましたけど、それに、決まって出ていくものとして扶助費がありますので、扶助費が約90億ぐらい、そうすると、区民税で入ってきたものが、そっくり出ていくという、今の千代田区の収入と支出の構造になっています。ですから、これから先、そういったものを見据えながら、職員の採用、それから人材の育成、これをバランスを取って行っていかなければいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○神河人事課長 大串委員のご指摘、私も大変重要なことと認識しております。職員数が増えれば、本来、区民サービスに充てるべき予算が、人件費等に圧迫されてしまうようなことになりかねませんので、慎重な対応が必要と考えています。

先ほどご指摘を受けたように、ここ二、三年は、コロナ対策、またDXへの対応等、新たな行政需要に対応するための欠員補充等で採用を増やしていったことがございますが、基本的には、退職者数を補うことを基本としての採用計画としていただいております。新たな行政需要等に対しては、まず、ほかの手段により人員増に代替できないのか、例えば業務委託であったりとか、人材派遣を活用することができないかななどについて、各所属と検討しながら、人員増については慎重に行っているところでございます。

今回のご指摘も踏まえまして、今後も引き続き慎重に採用計画を立ててまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 いいですか。

大串委員。

○大串委員 この人材の育成、また職員を育てるということについては、1点ちょっと、これだけは言いたいなと思ったのがあるんですけど、最近、若い職員の方々の発想が非常に素晴らしいものがあります。かつての区役所ではなかったようなことが、最近、そうい

う事例として出てきて、これは一体どうしたんだと聞くと、若い職員の発想なんですよって、そういう答えが返ってきます。例えば道路公園課で行った「さくら基金」のクラウドファンディング、これも若い職員の提案ですと。それから、最近、広報紙が本当に変わりましたねと言うと、これも若い職員の発想で作りましたと。そういうことが返ってくるので、若い、そういった職員の発想をできるだけ育てるといふかな、大事にして、千代田区役所全体の雰囲気を変えたいといふかな、いい方向に持って行っていただきたいと思うので、これはお願いしたいと思います。

○嶋崎分科会長 答弁してください。

担当課長。

○神河人事課長 ありがとうございます。

そうですね、最近、若い職員ですが、採用数の少なかった就職氷河期時代に入庁した現在の30代から40代の職員であるとか、あと、近年増加しております若い職員たち、厳しい環境の中で、もう入庁当時から各職場において責任ある仕事を任されて、悩みながらも環境に適応しながら、各職場でしっかりとした存在感を表しているような状況にあると、私、認識しております。

そういった意味では、先ほどご指摘のあったような若い職員、様々に活躍の機会を与えて、人事異動とか、そういったことも配慮しながら、より人材の育成につながるような策を、研修、あるいは人事制度、健康管理なども組み合わせながら、進めてまいりたいと思います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。（発言する者あり）関連。（「はい」と呼ぶ者あり）

小枝委員。

○小枝委員 ちょっと1点、関連をさせていただきたいのは、以前にも文化財、まち歩きとか、ここのメニューの中に、若い方々が千代田区をよく知って、そして、そのよさも知っていただいて、大切に思ってもらいたいということが大事なんじゃないかという話の中から、この研修メニューの中には、千代田区を知るといふのが1回20名対象で、そしてまち歩きといふのが1回2年目対象でというメニューがあります。これは一応は行われているわけですが、どんな内容なのか。非常にやる気も能力もある皆さんが、より地域を知っていただくという意味では、本だけでは分からない、あるいは試験だけでは分からない、ここのところはどういうふうに行われて、どう拡充されてきているのか、ご答弁いただきたいと思います。ここに、どなたが講師になっているのかというのが分かれば、はい。

○嶋崎分科会長 何点かあるけど、まとめて端的にお答えください。個別のが分かるの、今。（発言する者あり）はい。

休憩します。

午前11時37分休憩

午後11時38分再開

○嶋崎分科会長 それでは、再開します。

答弁からどうぞ。

○神河人事課長 まち歩き研修の内容でございますけれども、現在行っておりますのは、区内散策を通じまして、車椅子体験を、車椅子体——ごめんなさい。地域特性と名所旧跡

について学び、文化財の視点から千代田区を知るといような形のウォークラリーを行っているということでございます。講師は、内部講師ということでございます。

また……。〔発言する者あり〕

○嶋崎分科会長 いやいや、まだあるよ。いいよ、進めて。続けて。

○神河人事課長 もう一つ、まち歩きとしまして、福祉視点のまち歩きというものも行ってあります。それは車椅子乗車体験とかを通じまして、車椅子の利用者や高齢者等にとって安全・安心なまちづくりについて学び、福祉の視点を学んでいくというような研修でございまして、こちらは外部のNPO法人の講師を招いて行っているものでございます。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 ここは、私はすごくやはり重要だと思っております、やっていただいていることには大変感謝なんですけれども、私より少し年齢が高いような職員の方々は、もう本屋さんにもいっぱい置いてある鈴木理生さん、図書館に在勤されていた方を、もう入庁すると、一、二年で、そうした車に乗って案内をされるということで、そういった千代田区のディープなことをたくさん学ぶことができ、そういった方が、その先に行って、いろんな面白い、やっぱり面白がって仕事をしてくれるというか、そういうふうなことがありますので、これは2年目というふうに限っていますけれども、いろいろな各層が参加しながら、やはり歩いて、英国大使館のところにもアーネスト・サトウの表示が出ていたけれども、いろいろな、やっぱりそういう歴史の歩みを共に体験しながら、まちを運営していただくように、ここの部分はもっと拡充をしていっていただきたい。これはぜひお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○神河人事課長 ご意見ありがとうございます。

はい。そのような点も留意しながら進めてまいりたいと思います。研修だけではなく、日頃、職員は業務の中でOJTとして様々な先輩の方と一緒にまちに出たりとか、先輩方から話を聞くなどして、千代田の魅力について知るような機会もあるかと思います。そういった、高齢期の――高齢期とか中堅の職員らの、そういった知識とか経験とかの蓄積を後に伝承するようなことも、こういったまち歩き以外にも、千代田の魅力を知るような機会になるのかなというふうに考えておりますので、そういったことも、各職場のほうで意識して進めていけたらなというふうに思います。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。はい。

この職員研修はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 では、調査を終了します。

ほかの一般管理費は。

永田委員。

○永田委員 一般管理費の11番目の人材派遣委託について。

○嶋崎分科会長 人材派遣委託。はい、どうぞ。

○永田委員 次のページになりますね。

○嶋崎分科会長 はい。

○永田委員 これは支出が7億8,900万円とありますが、人数と内訳、分かりますで

しょうか。

○神河人事課長 こちら、人材派遣の実績における人数ということで、ご質問でございます。

こちらは、人材派遣というのは、結構、期間が年間を通してということではなかったりとか、途中で、すぐお辞めになったりする方もいるので、人数で出すとなると、1日以上、契約の中で区で勤務していただいたという方の人数ということで、今、ご報告申し上げますけれども、全体で256人ということでございます。

○永田委員 確かに流動的なので、その256人という人数が、なかなか、その、正規の職員とはまた違う扱いになるというのは、よく分かります。

それで、人件費全体で見ると110億円ぐらいあって、それで人材派遣も7億8,000で、そこそこの金額があって、人材派遣を、職員の定数が限られている中で、現在1,197人という中で、例えば給付金等、そういった新たな事業に対しては、人材派遣を活用していくべきだと私も考えています。

それで、人材派遣の方が担う職種というのは、総合窓口等、多くいらっしゃると聞いたんですけど、ほかにはどのようなことを委託しているのでしょうか。

○神河人事課長 人材派遣の活用例ということでございますが、例えば一番分かりやすいのが、例えばコロナのときに、感染拡大が続いたときに、その事務補助を人材派遣の方に委託するようなことが挙げられるかと思えます。

○永田委員 はい。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○永田委員 あっ。

○嶋崎分科会長 はい、永田委員。

○永田委員 神河課長も中心になって、いろいろ給付金で苦勞されたというのもお聞きしています。そのときに、人材派遣の方もかなり活用されたんだと思えます。

また、人材派遣の方は、正規の職員との違いということ、雇用形態はもちろん違う。ただ、それ以外の部分は、まあ、職場の環境というんですかね、同じなのかと思えますけど、雇用形態以外に何が違うことになるのでしょうか。

○神河人事課長 人材派遣の職員の服務上の扱いの違いというご質問だと思います。

で、基本的には、業務委託と異なりますので、服務上の命令権みたいなものがあるという点は、職員と変わりませんが、ただ、職員の、そうですね、うーん……。ちょっとすみません。ちょっと……

○嶋崎分科会長 途中で終わらないでくれよ。（発言する者あり）何かしゃべってくれ。部長。まとめて。

○神河人事課長 すみません。（発言する者あり）あ、超勤。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 思いがあり過ぎるんじゃないのか。

○神河人事課長 ああ、すみません。はい。

超勤も、基本的には……。 （発言する者あり）ああ。すみません、超勤……。すみません、ちょっといいですか。

○嶋崎分科会長 はい。休憩します。

午前11時45分休憩

午前 11時47分再開

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を再開します。

はい。答弁からどうぞ。

○神河人事課長 派遣の職員と、あと常勤の職員との差ということでございますが、やはり派遣の職員につきましては、事務補助的な役割のものが中心となります。やはり常勤で行うべき仕事は常勤が行う。また判断を行ったりとか、そういったものについては常勤がやるので、職務の内容が変わるということがございます。

○嶋崎分科会長 永田委員。

○永田委員 人材派遣の方も、職場においては同じように働ける環境があればということだけの確認だったので、そこが確認できれば結構です。

あと、募集においては、人材派遣会社を通して行うと思いますが、そのときの、例えば年齢についての制限というのは、どの程度あるのかな。例えば区の職員を65歳で退職した後、まだ働きたいというときに、もう少し、70ぐらいまではまだ元気だから、ちょっと人材派遣で何かやってみようというときに、こういった活用ができるといいのかなと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○神河人事課長 すみません。人材派遣の募集をするときには、年齢制限は設けない形で募集をしております。

○永田委員 設けられないんでしたっけ。

○嶋崎分科会長 あ、なるほどね。

永田委員。

○永田委員 何か、どうしても実態として、多分、人材派遣会社の中で、かなり振り分けられてしまうと思うんです。例えばいろんな総合窓口にしても、戸籍を扱うにしても、経験者というのはかなり多くて、それで、なかなか人材派遣だからといって簡単に採用できるわけでは、されるわけではないということも聞いたことがあるので、むしろ区として積極的に、様々な、いわゆる役職を経験したりとか、そういう方の、より年齢が高い方を、多く採るとというのは難しいのかもしれないですけど、区からも、ある程度働きかけをしないと、大体、多分、いろんな会社が、人材派遣会社が競ってエントリーしてくると思うので、そういうときに、年齢が、まあ、年齢条件を見ないのかもしれないですけど、結果的に採用されにくいというような現状があるかと思うので、できるだけ、その年齢問わず、特に仕事を見つづらぬ年齢の方というのを、優先するところまでは難しいにしても、いわゆる考慮に入れて活用していったほうがいいかと思いますが。これは最後にしますので、お願いします。

○神河人事課長 人材派遣の募集をするときには、今現在、14社ぐらい、人材派遣業者と契約をしております、そちらに一齐に募集をかけて、各社にご推薦を頂くような形の中で選定をしているところでございます。なので、各派遣会社のほうが、具体的に、どの人材を推薦してくるか、エントリーしてくるかということは、ちょっと、それは私どものほうではなかなか関与できませんが、それが、年齢制限とか性別とか、そういったことで縛りを入れることが、法律上、可能であるのかどうかというようなこともあるかと思っておりますので、どこまでそういった条件、踏み込めるかということはあるんですけども、法律に

違反しないような形で募集を行い、適切に人材を確保してまいりたいと思います。

○永田委員 いいです。

○嶋崎分科会長 はい。一般管理費、いかがでしょう、ほかに。

○小枝委員 例規検索システムの運営のところを簡単に伺いますね。

○嶋崎分科会長 ちょっと待って。何番。

○小枝委員 6番の例規。

○嶋崎分科会長 6番。はい。

○小枝委員 ええ、ええ。

○嶋崎分科会長 ああ、例規ね。さっきのね。

○小枝委員 そうです。

○嶋崎分科会長 はい。

○小枝委員 はい。よろしいですか。

342万2,000円、99.98%の執行率。ここのところ、大体、この流れですけれども、この費用というのは、どういう内容ですか。

○石綿総務課長 ご質問の例規検索システムでございます。こちらの内容に関しましては、主に、大きなところは、例規検索システム、この運営に係る委託料といたしまして、更新の作業、こういったところで246万円余という金額を支出してございます。そのほかは、役務費としまして、システムの使用料、こういったものに96万円余というような金額を執行しているところでございます。

○小枝委員 同じ会社に、もう何年もこの体制で、安定して行っていると。過去、何年ぐらいから、この体制でやっている状況でしょう。

○石綿総務課長 例規システムの運営ということでございますが、今現在の会社が何年からというのは、今、申し訳ありません、手元にはございませんが、一方で、紙から、今、システム中心になってきているというような状況でございます。こちらに関しましては、平成21年頃に、それまでは重い厚い本をお配りしていただきましたけれども、製本のものから例規システムのほうにだんだんとシフトしてきて、製本版のほうは廃止をしてきているというような状況でございます。

○小枝委員 分かりました。平成21年頃からということで、お答えを先に頂いて、ありがとうございます。

その比重を移したという、システムへということなんですけれども、実際は、もう全く、確かにペーパーレスというのは、もう時代の大事なことです。そういう流れであることはもちろんなんですけれども、ただ、区政の要をなす条例、法律から条例まで、これが辞書然としたものが全くないという状況があまりにも長く続いていることに関しては、行き過ぎたペーパーレスという気がしているんですね。これ、区民にとっても、どういう条例で運用されているのか、憲法から法律、条例と、規則と、こうなるわけですけども、それが、今で言うと時代の流れが速いので、確かにハード物である必要はないけれども、加除式にするなどして、各部に一つとか、何かちゃんと——辞書でもそうですよね。当たる紙ベースのものというのがゼロになるというのは、行き過ぎなのではないかと。最初は過去のものが少し使えましたが、もう、十何年もたってしまったので、まず、ここはぜひご検討で結構なんですけれども、やはり法令遵守という意味でも、区政の要をなすもので

すから、区議会も、議事録はもうデータにしていますけど、1冊だけ紙も作っているんですね。何かネットで、何でも、区議会だよりも見ますけれども、やっぱり紙も作っていますよね。そういう意味でのバランスというのはやっぱり必要で、ともすれば全体を見ることがなくなってしまうので、ぜひ、この辺で、廃止してから13年が過ぎましたので、加除式で、紙ベースも僅かにでも区民の窓口においてあるというような状況を、まあ、検討できないか。これはもう検討で結構ですので。随分前にも言ったんですけど、そのときは早過ぎ、全く検討してもらえなかったんですけども、ちょっとでも検討していただいせんか。一応、そういう問題提起なんですけど、いかがでしょうか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○石綿総務課長 委員ご指摘の例規、これはまさに区の法律でございますので、重要なものであるということは間違いございません。ちょうど手元に今現在作っている例規集がございまして、紙がないかと申しますと、実はあるというような状況でございます。（発言する者あり）

○小枝委員 あるんだ。

○石綿総務課長 ただ、数は非常に限らせていただいているという状況がございまして、これは1セット作るのにも2万円から3万円程度というような金額になるというところもございまして、スケールメリットというところで、数多く作ると、また、その点、コストパフォーマンスがよくなるというところはございますけれども、例えば現状であれば、宿直の窓口、こちら区民がお見えになりますけれども、こういったところには設置をしなければいけないというのがございまして、現物、紙でお示しをしているようなところもございまして。これからDXがどんどん進む中で、両立しなければならないような、こういった使命も我々抱えておりますけれども、委員ご指摘のような例規、そこには条例・規則、全て載っているということがありますので、その重要性という部分、そこには、職員のほうには、先ほどの話ではないですけども、研修の機会などを通して、繰り返し我々も説いていかなければいけないでしょうし、区民の皆様方に対しましても、例規集のいろいろな見せ方というのがあるかと思うんですけども、そういったところは前向きに検討させていただければなというふうには思っております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

はい。一般管理費、いかがでしょうか、ほかに。（発言する者あり）ある。ちょっと待つて。

ちょっと休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○嶋崎分科会長 再開します。

大串委員。

○大串委員 5番の文書事務なんですけれども、文書事務でもありながら、かかっている費用が、1億1,000万かかっているんですけど、ざっくりでいいので、これ、どういったふうに、内訳を教えてください。

○嶋崎分科会長 内訳。はい。内訳、分かりますか。

○石綿総務課長 文書事務の内訳というご質問でございます。

こちらに関しましては、まず、文書の印刷事務といたしまして、こちらは、庁内にございます印刷室に置いております、こういった機器を活用した印刷に係る経費といたしまして、これはもろもろ約2,000万円余の金額を執行しているというところでございます。

それから、文書管理業務といたしまして、こちら、1,630万円余という金額でございます。こちらは、郵便料金であるとか——あ、失礼しました。郵便料金の計器の消耗品、この運用であるとか、それから、シュレッダーの関係の管理運用の部分であるとか、そのほか、文書の保存、廃棄に関するような経費なども含まれているというような状況でございます。

それから、さらに、共通事務の集中化といたしまして、7,300万円余という金額を執行してございまして、こちらに関しましては、コピー用紙の購入などを充てているというような、ざっくりとこういう内容になってございます。

○大串委員 結構、コピー用紙もかかっているんだなという感じですね。

ここの（2）番の文書管理業務、これは事務事業概要の29ページにありますけれども、ちょっとこの点だけ、1点だけお伺いしたいんですけれども、事業の実施に当たっての事業の内容を記載した起案文書のことですよね。これを適正に管理、ちゃんとしなさいよというところなんですけれども、元年度に行われた監査の結果の中に、このことを指摘されております。どういう指摘かということ、起案文書により適切に意思決定を行うことは、事務事業の執行における正確性の確保、責任の明確化等の観点から、非常に重要なことであるとともに、区民等に対する説明責任を果たすことにもつながるんだと。意思決定を行う際には、適切に起案文書を作成するとともに、最終決定に至る経緯や経過等が記載されているかなど、留意するよう努めていただきたいと。

こういう監査の結果なんですけれども、これに対しては、どのように対応されたのか。
○石綿総務課長 ご指摘に関しましては、委員ご案内の件もございまして、既にご承知のとおり、今回の監査でも一部そういったご指摘も頂いているというところでございます。まさに、これは、もうご指摘に関しましては、甘んじて、私ども、強化をしていかなければいけない、改善をしていかなければいけないという部分でございますが、まずは、内部統制のサイクルの中で、チェックなどをさせていただきながら、先ほどもお話しございましたもろもろの研修、特に実務研修などに関しましても、その文書事務の重要性、もちろん、これは起案の取扱いということも含めてでございますが、先ほど、非常にお褒めの言葉を頂きました若手の職員に対しても、特に強化しながら、研修をさせていただいているというようなところでございます。

○大串委員 しっかりできているということですか。まあ、これは、元年に指摘され——監査の結果に書かれて、また、今回の中でもまた書かれている。ですから、監査のほうとしては、しっかりやってくださいよと、2回指摘されているようなもんです。ですので、執行機関として重く受け止めていただいて、では、この起案文書の作成と保管ですか、管理というんですか、これは、もうこういうふうにしますよということを、しっかりしたものを示せるようにしてもらいたいんですよね。どうでしょうか。

○石綿総務課長 再三にわたるご答弁となりますが、委員ご指摘の件、まさにそのとおりだというふうに、私どもも認識してございまして、頑張っているか、いないかと申しますと、頑張っているんですが、結果が出てこないというところでございます。ご指摘の起

案文書、そういった文書事務もろもろにつきましては、私どもも、研修など、力を入れているというのは、先ほどのご答弁のとおりでございますが、まさに内部統制の仕組みの中で、自己検査なども通じて、この点、実務的にはチェックを重ねていくということは、これまでも取り組んでおりますけれども、今後とも、その部分、検討しながら、強化できる部分については、強化してまいりたいなというふうには考えているところでございます。

全体の文書の重要性につきましても、公文書の在り方などもお示しをしている中で、庁内にも徹底をさせていただいて、よりここの周知も強化をしていきたいなというふうにご考えてございます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、以上で、1目の一般管理費、調査を終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。では、調査を終了します。

暫時休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を休憩前に引き続き再開いたします。

次に、目2、広報費、決算参考書238ページから241ページの調査に入ります。

執行機関から説明ありますか。

○林広報広聴課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。特になし。

それでは、委員の皆さんからの質疑を受けます。

○小枝委員 予算のときにも申しましたが、高齢者の方から非常に、本当に企画は充実してきていると思うんですけども、字の小ささということをとっても指摘されてしまいます。

今日改めて、こういった社協のニュースであるとか、区議会だよりであるとか、そうしたものも比較してみると、確かに、ポイント、小さいなと思うんですね。紙面構成は増やしても大丈夫だというようなこともおっしゃっていたように思うので、その辺の文字サイズをもう少し大きくする工夫というのは、されていると思うんですけども、そんな声は届きませんか。

○嶋崎分科会長 それは、広報千代田に限ってでいいね、ここはね。

○小枝委員 広報千代田。はい。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ、担当課長。

○林広報広聴課長 ありがとうございます。

広報のほうに、直接、字が小さいというご意見が多いかということ、そうではないんですけども、ただ、委員おっしゃるとおり、そういった声があるということは受け止めます。

紙面の読みやすさは、文字の大きさだけではなくて、レイアウトですとか、余白ですとか、字体、そういったものもあるのですが、ただ、とはいっても、字が小さいという方に対して、こういった対応がしていけるのか、十分に配慮して作成していきますとしか言え

ないのですが、そういった声があるということ認識しつつ、改善できるところは改善してまいります。

○小枝委員 予算のときには、必要とあらば、ページ数を増やすことも十分にできるということもたしかおっしゃっていたと思います。文字の大きさについては、可能な限りの工夫をしながら、高齢者が見やすい紙面作りをしていただきたいということは、それはもう一致の事項だと思いますので、お願いいたします。

の上で、重要なまちづくりに関する情報を、あのときもお聞きしましたけれども、もっとビジュアルに分かりやすく映像——映像って、イメージなども入れて、広報していく。やはり区民に身近な大切な情報を、一番身近に手に入れられるのがこの紙ベースの広報ですので、そのところを、当然、担当課の意向ということになってしまいうんでしょうが、広報広聴課としては、大丈夫ですよ。どんどんそういうスペースを取って、単なる文字情報だけじゃなくて、ビジュアルに分かりやすい広報を努めているという広報の立場からも、まちづくりのほうにも、そういった伝達をどんどんしていただけないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○林広報広聴課長 対策、実は、具体的に講じております。今日は決算のお話ですが、来年度の予算要求において、ページ数、そういった紙面を大きくする、まちづくりも含めて、大きく取るということで、ページ数増の提案、予算の提出をしているところです。ですので、その中で、見やすい、分かりやすい、特に、ご要望のありましたまちづくりについても、目で見えて分かるような広報をしてまいります。

もう一点、すみません、今、広報紙のご質問なんですけれども、なかなか字で見ても分かりにくい施策というものは多々あると思います。これらを映像のほうで見える化していきたいということも、来年度、考えていますので、特に、まちづくりなんかは、実際に、こういったまちが出来上がるというのを映像で見ると、結構、説得力があると思いますので、そういった映像も作ってまいりたいと思います。

以上です。

○小枝委員 はい、分かりました。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほか、広報費、いかがでしょう。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、目2、広報費の調査を終了いたします。

次に、目3、企画財政費、決算参考書240ページから241ページ、調査に入ります。

執行機関から説明は。

○中根財政課長 ございません。

○嶋崎分科会長 はい。特にないそうです。

質疑を受けます。

○小林たかや委員 3の新公会計の整備推進ですけれども、執行率も半分ですが、まず、執行率が低かった理由を教えてください。

○中根財政課長 執行率の低かった理由でございますが、執行率が低かった経費としましては、公会計のシステム導入作業の委託料が、この執行残のほぼでございます。といいますのは、令和2年度で、総務省が提供する標準ソフトウェアが、総務省がもう提供するのをやめるということを急遽打ち出しまして、それに伴って、その標準ソフトウェアに替わる新たな、民間の会社がつくっている公会計のソフトウェアを導入するための経費を――導入するための経費とそのためデータを移行するための経費を予算計上しました。それについて、契約をいたしたところ、契約差金がおおむねこの金額が生じたというのが執行残の理由でございます。

○小林たかや委員 システムが変わるのはいいんですけど、そもそも新公会計をやることによって、バランスシート、PL、BSを作ることによって、役所の見えないところ、言わば、現金主義では見えないところを見えるようにするということは、いいことだと思うし、比較もできることで、いいことなんですけど、実際、これをやって、財政方、もしくは、これ、ホームページに載っけたりしておりますけど、ホームページに載っけて、これを区民の方が見て、ああ、これは千代田区の財政いいですねとかを含めて、何に役立てていますか。何に役立てていますか、この新公会計をやることで。職員が役に立っているのか、区民がいいのか、総務省がいいのか。これは、何をもってして、執行残が低いのは、あれ替えちゃったとしても、何がいいと思って、行ったんですか。

○中根財政課長 今のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、まずは、現金主義では見えにくいもの、コストを、ストック情報等々をこの統一的な財務諸表では明らかにできるというところが、まず、この統一的な基準による財務諸表の導入の一番の目的でございます。

この効果といたしましては、これまでお話ししているところもでございますけれども、やはり、まず、財務諸表の一番の目的は、そういう見えにくかった部分を明らかにして、それを含めて、区民にご説明すると。ということで、区の財政状況を現金主義だけじゃない、今の区の現状を明らかにするというのが一番まず目的でございます。それに伴って、ほかの団体と比べられるということが生じますので、それについて、客観的に現在の千代田区の財政状況がほかの区と比較して、どうなんだということが明らかになって、千代田区は健全な状態だねというのが、より区民にとって分かりやすくなるというふうに思っております。

○小林たかや委員 それは、財務諸表をつくったから、民間と同じような形で比べられる、まあ、成績がよかったよというだけで終わっちゃったら、新公会計する意味はあんまりないんです、と思います。

バランスシート上を見てくると、主要施策の成果の、みんな載っているんですよ、106ページ。バランスシート上で見ると、区の資産の部と流動資産の部、固定負債、流動負債は同じバランスシートですから、バランスを取っているんですけど、固定資産が、これを見ると、これ、流動資産と固定資産の中の、流動資産の現金51億、基金の財調が420億ですよ。それで、これ、バランスシート上、見たんですよ、私が見ると。それで、固定資産のうちの基金が750億というふうになっているんですよ。普通、バランスシート上見ると、この固定資産に基金が、これ、使えない基金が750億持っているということが、このバランスシート上見て、健全かどうか。僕は会計士でも何でもありませんけど、

私のこのバランスシートを見たときの感想ですよ。

そうすると、普通なら、普通の企業だったら、こういう持ち方をしないなと。要するに、使えない基金をためておいて、利息にもならないものに持っておくじゃないね。そうすると、固定資産でも、これは、事業用資産とか、インフラのところ、この部分をバランスよく、お金というのは、基本的にお金はもうかなりたくさん持ちちゃっているわけで、使える金が470億もあるんで、で、固定資産のバランスの中でいくと、これは土地がちょっと少ないなと見えるんですね。そうすると、この固定資産の中の基金というのの750億というのはすごく多く見えるんですね。

千代田区みたいなところでは、こういうのをバランスよく持つ、バランスシート上ね。バランスよく持つとすると、土地に対して、もう少し、これ、今後、どんどん基金がたまっていくだろうから、今回も積みますよね、使っても積むと。そういうのを、これ、今後、バランスシート上いいし、区政上いいんだったら、土地に替えていくという、そういうバランスシート上の考えで、何の土地を買えという、また問題になっちゃうんで。区の健全さでいくと、そういうことが考えられないのかというのが、一つ、財政方にあると、原課も、ただ土地が欲しく、何買えとか、そういうんじゃないけれども、考え方として、そういう考え方ができるんじゃないかなという、僕はこれ、公会計の中でいうと、分析だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○中根財政課長 まず、小林たかや委員の今ご質問の中で、基金の750億の固定資産のところなんですけれども、一応、統一的な基準の財務諸表のつくりとして、1年以上の、すぐに現金化できるのが流動資産で、それ以上に、すぐに現金化できないようなのは固定資産という分けになっているので、固定資産である750億がすぐにそのまま固定資産として永久にそこにあるというようなわけではなく、比較的、特定目的財源ということで、固定資産という分けになっているという、一つの分けとして、特定目的財源は固定資産に入っているという分けの問題であるのは一つございます。

ただ、土地を今の固定資産として基金を持っているという状況を、本当に土地という、あるいは、建物という固定資産で保有する、保有すべきなんではないかという今のご意見かと思えますけれども、その考え方の一つとしては、もちろんそういう考え方を取るということは可能ではございます。ただ、現状として、もちろん土地ですので、無目的にやっぱり買うというわけにもいきませんので、そこで、本当に固定資産としてある、あるいは、流動資産としてある基金というか、現金について、固定資産、土地あるいは建物という事業用の有形の固定資産にするというのは、考え方としてはもちろんあると思いますが、慎重に判断をしてまいりたいというふうに思います。

○小林たかや委員 基本的に、僕は建物は言っていない。土地と言っています。千代田区は公共団体なんで、土地を持っても、税金がかかりませんよね。固定資産税、取られませんね。そういう土地という非常に、ましてや、千代田区という土地柄、土地が下がることがないというような、現金で持っているよりも有利だというような考えがあります、ある、あるんです。普通に考えれば、そう考える。それは、ただ、土地が買えない、例えば、無目的で買えなんて言っているんじゃないんですよ。要するに、前から土地を買うときのありましたよね、全然目的ないものを買っちゃ駄目だし。よく言うのは、千代田区の敷地の隣に空き地ができれば、自分のやっている事業が拡大できるかもしれないから、そ

それは理由があれば買ったほうがいいかもしれませんよね。

そういうことも含めて、要するに、バランスが崩れている、バランスシートの中で。崩れてはいないんだけど、もっと、より区が、今後、企画課で、今、基本構想をつくっていますけど、人口がじゃんじゃん増えていって、何かやりたいといったときに、人口は増えていくんだけど、場所がないというようなことにもなりかねないんですよ。なぜかという、基本構想のほうが、そんな人口は何人なんて目指していないんだから。増えていけ、増えていけで、どんどん増えていけ、そのとき、サービスはどんどんします。だけど、お金とかだけでできないサービスというのは、土地のある展開するものですよ。そのときに、区が土地を持っていないで、事業者の土地を借りて、事業とするということをしなくてもいいように、基本構想でも考えていかないといけないんだけど、ちょっと基本構想はそういうところまでは入ってきてくれないので。

そういう意味では、バランスシート上、見たときに、そういう可能性を持っていかないと。このバランスシートを読んでいかないといけないと思うんですよ。読んでいって、それで、そういうバランスシート上で見えてきた、これ、現金会計じゃ見えてこないんだから。見えてきたものについて、今後、やっぱり庁内も含めて、そういう議論をしていくということが、バランスシートのいいところだと思うんだけど。そういう受け止め方をして、新公会計、バランスシート、PL、BSを作って、見ていただきたいと思うんですけども。今の段階では、作っちゃうのが目的になっていて、あ、よかった、いい成績ですというのが目的になっちゃって、このバランスシートから次の時代をどういうふうに見ていくかというのは、今やりたいバランスシート、今、これから自治体に求められる新公会計だと、僕は思っているんで、その辺のことについて、ちょっとご見解を求めています。

○中根財政課長 バランスシートを、このバランスシートに限らず、財務諸表を活用して、それを区政でどのように生かしていくかということのご質問かと思えます。おっしゃるとおり、作ったことだけ、作って、それが区民に説明するだけが目的ではございません。確かにおっしゃるとおり、それをいかに活用していくかということも、この財務諸表を作った意義でございますので、それにつきましては、今回のときに、今のおっしゃるとおり、流動資産を固定資産にどうしていくか。資産——いずれにしろ、貸借対照表上の左側にある資産でございますので、その資産を、今の額をどういう形で保有していくかという部分は、この貸借対照表を活用して、区政運営にどうしていくかという大切な部分であると思えますので、それについては、今後、改めて考えてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

次のところで、ほかにございますか。

○大串委員 項目がないんですけども。企画財政費の中で、職員提案制度、事務事業概要の63ページ、項目はないんだ。

○嶋崎分科会長 項目がないけど、企画財政一般事務費に入るのではないかということなんだけど。入るんですか。（発言する者あり）まず、そこから。

○夏目企画課長 職員提案制度につきましては、企画財政一般事務費のほうが該当いたします。

○大串委員 いいですか。

○嶋崎分科会長 じゃあ、入るね。答えられるね。

はい、どうぞ。

○大串委員 事務事業概要、65ページを見ますと、自由提案と事務改善報告の提案と課題提案と意見、4種類あって、その中で、先ほども述べましたとおり、若い職員の方からのいい提案がなされた。このことについて、事務事業概要では、件数は載っているんですよ。令和3年度では、受賞、まあ、表彰するということですから、表彰に値したものが、自由提案では5件とか、令和2年度6件とか、元年度11件、非常に多いんで、こういったものは、多くやっぱり知らしめたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、内容というのは、どこかでつくっているんですかね。そういう、こういう事業が提案されてできましたというのは。

○夏目企画課長 こちら、庁内での手続になるんですが、企画課のほうで事務局になりました。こういった提案されたものについて、まず、職員で構成する審査会みたいな予備審査を行って、最終的には部長級も入りまして、本審査を行っていくんですが、その過程で、提案内容について、共有をして、最終的には、受賞したものについては、庁内で、庁内のインターネット上の掲示板のほうに掲載して周知をしているところです。

○大串委員 これ、その審査を経て、表彰されたのが5件、6件、11件とあるんですけども、業務改善のほうでも2件、1件とあるんですけども、こういったものについては、庁内で職員が分かっているといいというだけじゃなくて、広く区民の方にも、僕は知ってもらったほうがいいんじゃないかと。私が知っているのは、そういう先ほど申し上げたクラウドファンディングとか、広報紙の冊子、随分改善につながったとかあるんですけど、そのほかにも、え、これもそうかというのものもあるんじゃないかと思うんで、ちょっとその辺、工夫していただいたらいいんじゃないかなと思うんで。どうでしょうか。

○夏目企画課長 職員提案で対象にしていますのが、主に事務の改善というのも多いんですけども、どちらかというと、やっぱり内部系、内部の職員の事務のやり方とか、あるいは、そうですね、昨年度の受賞でいいますと、クールビズのやり方なんかを変えてみましょうという、そういうような内容が多い状況です。区民の皆さんにいろんなアイデアを知ってもらおうというのがいいんだとは思いますが、どちらかというと、内部系の話が多いので、ちょっと、どういう取扱いにするかは考えさせていただければなというふうに思います。

○大串委員 じゃあ、ちょっと。

高松市では、職員提案制度で表彰を受けたものについては、優秀賞、こういうのがありましたよとあって、広くやっぱりホームページ上で公開をして、市民の方も分かるようになっていきますので、ぜひ、今後、検討していただいて、区民も知れるようにお願いしたいと思います。

○夏目企画課長 やはり内容もさることながら、職員が仕事の合間を縫って、こういった提案をいろいろ考えて、積極的に応募して、実現に向けては、提案した職員が庁内調整もやっていくというような、人材育成も兼ねたような制度になっております。今頂いたご提案を含めて、そういった職員がいろんなプロセスを踏んで実現に向けている姿ということを皆さんに知っていただくためにも、その辺を検討していきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに企画財政費でありますか。よろしいですか。

○大串委員 あ、分科会長、もう一つあるんです。

○嶋崎分科会長 はい。今のところですか。

○大串委員 今、企画財政一般事務費で、やっぱり項目としては首脳会議というのがあると思うんですけど、これもよろしいでしょうか。

○夏目企画課長 首脳会議につきましても、特に費目というのはないんですが、企画財政一般事務費が該当することになります。

○大串委員 これも、事務事業概要の60ページから61ページに載っているんですけども、このように首脳会議の何がそこで議題として付議されて、どういう結果になったかというのを載せてくれているというのは非常にありがたいんですけど、もう一歩進めて、もうちょっと詳しく何が課題となったというか、何が議論されたというのはあるんですけども、その中身も分かるように載せていただけないかというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○夏目企画課長 今、大串委員ご指摘のとおり、首脳会議に関しましては、議事概要というのをホームページに掲載しております。それに当たりまして、ちょっと分かりにくいという点をご指摘かと思しますので、どこまで詳細を載せるかというのは結構難しい問題で、なかなかつまびらかにというところもあるかと思うんですが、ちょっとそこは少し研究させていただきたいと思えます。決して隠すというわけではないんですが、やはり誤解を与えてしまうというところもあるかと思しますので、そこは少し検討させていただきたいと思えます。

○大串委員 ぜひ、よろしく願います。工夫をして、できるだけ区民の方が、今、千代田区としては何が課題となっていて、何をテーマとして話し合っているのか。そういうのをこれを見ることによって分かりますよね。テーマは分かるんですけども、じゃあ、その先の内容はということを知りたい人がたくさん出てくると思うので、どこまで出すのかという課題はあると思うんですけども、できるだけ分かるような形でお願いできればというふうに思うので、よろしく願います。

○夏目企画課長 今、課題、テーマ、内容、その辺がもう少し分かるようにということで、お話しいただきました趣旨を踏まえて、検討させていただきます。

○大串委員 はい、いいです。

○嶋崎分科会長 いいですね。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 では、この企画財政費、調査よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 終了いたします。

次に、目4、会計管理費に入ります。決算参考書240ページから241ページの調査であります。

執行機関から説明は。

○大矢会計管理者 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この会計管理費を終了いたします。

次に、目5、施設経営費、決算参考書240ページから243ページ、調査に入ります。執行機関からの説明は。

○大森施設経営課長 242ページの5、旧和泉町ポンプ所跡地の購入でございます。

令和2年度の用地購入費7億5,000万円を令和3年度に繰り越しましたが、当該土地所有者である下水道局と隣接する民間の地権者との間で、なおも敷地境界の確認が整わず、令和3年度中の購入がかなわなかったため、執行率が0%となっているものでございます。しかし、その後、今年度、令和4年度予算で用地購入費を再計上させていただいており、本年5月には、下水道局と土地売買契約を締結することができ、既に物件引渡しを受けて、所有権を移転している状況でございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。説明を受けました。

質疑を受けます。

○小枝委員 ただいまのところ、当初、保育園というような名目ではなかったかなと記憶しているんですけども、今の神保町の高齢者センターを後にもう造らないと。余っていますよという状態だと思うんですけど。それこそ、目的、私は土地を買うことは大賛成です。そうすべきだと思いますが、そういうふうな時局の変化にあるとき、どんなふうな庁内整理をしていくのかなというところ、伺いたいと思います。

○大森施設経営課長 おっしゃるとおり、当初、子ども部で保育需要に対応するというために購入希望があって、我々のほうで手続を進めさせていただきました。その後、購入できましたので、今、子ども部で、保育園というよりは、伺っているところだと、広く子育て支援機能という、広い意味で、今、その活用について検討を図っているというふうに聞いてございます。

○小枝委員 それは、ちょっと所管が離れちゃうので、伺っているというレベルというふうに聞きましたが、いろんな、変化が激しいですので、こういった空間も活用しながら、例えば、それを公園にするとか、少し視野を広げた、そのときの区民の環境にとって一番よいやり方を、これから和泉小学校の建て替え等もあるわけですから、少し面的に視野の広い発想でやっていったほうが、これは、もう縦割りで、あっちですというふうにするよりは、少し政経部としても発想を集めていくということも必要なんじゃないかと思っておりますけれども。やはり人口が増えていますので、いろんな動物を連れての一服するところや、高齢者が一息ついたり、いろんなところが、子どもたちの遊び場ももちろん必要ですよ。そういうところをちょっと縦割りじゃない発想でお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○大森施設経営課長 基本的には、決して縦割りでなくて、広く庁内需要を図って、当

然、行政需要にかなった形で活用していただくということが基本ですので、そんなことはないですが、子ども部で活用しないということになれば、また再度、行政需要を図りますが、今のところ、子ども部で行政需要として、こういう活用をしていきたいという要望ですので、子ども部のほうで、その活用について、さらに検討を深めているというところでございます。

○嶋崎分科会長 いいですね。

今のところ、違うところ。（発言する者あり）違うところ。

じゃあ、今のところ、いいですか。

はい。どうぞ。

○小林たかや委員 240ページの区有財産管理のところですけども、これは、区財産の施設管理について、基本的なところを聞きたいんですね。

既にもう対応していただいているんですけども、万世橋出張所、すごく、一番新しい出張所で、一番きれいで、一番便利なんですけれども、そもそも造ったときの造り方がよろしくなくて、いろいろ問題のあった施設なんだけど、出張所が1階に来ているんですけど、出張所のところが暗いとか、それは対応していただいているんですけども、暗いとか、フロアに地図がないんで、どっちに行ってもいいかわからないとか。あと、トイレの位置が指示されていないとか、右、左に行くんですけども、左に行ったら女子トイレだったんだけど、女子トイレの前まで行かないと、女子トイレとわからないと。それから、ロゴについても、今の、今らしい、今っぽいというか、すごく進んでいるロゴなんで、わからないんですよ。それが女子か、男子か、考えないとわからないような、というようなね。

でも、トイレとか、そういうものというのは、デザインをよくするのが目的じゃなくて、目的は、トイレにちゃんと到達して、トイレの用をなすというのが目的なんで、そういうデザインというのはあんまり、いや、極端に言ったら、必要じゃないと。デザインを重視することによって、利便性が落ちてきている。なおかつ、きれいなんだけど、その配置がわからないとか、そうすると、施設経営課にお願いして、新たにまた新しくつけ直さなくちゃいけないというようなことが、新しい施設で起きているんですね。特に万世橋出張所は、所長や何かが積極的に対応してくれて、直ってきて、非常に使いやすくなっているんですけど。

そもそもそういう基本的なところ、施設を運営していくために、指示板とかロゴとか、そういうのを総合してやっているところとか、新しくできたのに、反対に使いにくくなっちゃうというのを管理していくところ、そういうところを、そもそも造っていくところというのはどこで、それで、終わっちゃってから現場対応するのは施設経営課になったりしているわけなんで、その辺の根本的なところを考える——考えるというか、受けて、新しい施設に対応していくような、今後も新しい施設できていくんで、そういうところは、基本的にどこがやるんですか。そういう管理しておいて、要するに、これはまずいなと聞いて、これはいかなんと思って、直してくれるんだけど、それを引き継がないと、また新しくできたときには、同じことをやらなくちゃいけなくなっちゃうんですよ。その辺については、どういうふうに、現場管理している人は考えているのか。

○大森施設経営課長 まず、基本的な立てつけというんですかね、仕組みとしたら、やはり出張所でしたら地域振興部なり、やっぱり所管の施設を持つところ、施設の所管課がござ

います。で、建設に当たっても、地域の協議会などを普通は立ち上げながら、ご意見を頂いて、その施設の構想、基本構想をつくったり、コンセプトをつくってまいる。立てつけなんですけど、その所管が建築工事だとか、設計だとかはちょっとやはり専門的なんで、所管ではなかなかできないんで、執行委任という形で、施設経営課のほうでそれを受けて、工事監理をしたり、設計をしたりという技術的なサポートをさせていただいています。で、竣工したら、その施設の、その行政財産を所管すべきところへお渡しして、日々の日常の管理だとか維持管理はそこでさせていただいています。ただ、今おっしゃったように、日々の中でいろいろ不具合が出たり、まだ新しいですけど、やはり使い勝手の部分でご意見を頂ければ、なるべく早い対応を心がけているというのが今の現状でございます。

ただ、そういうものが蓄積されていけば、我々のほうも次の施設建設に当たっては、そういうところをさらにアドバイスしたり、全体の中で調整をしていきたいというふうに思っております。

○小林たかや委員 部長が――課長か、課長が今答弁なさって、蓄積してって。蓄積したものは課長が持って棚に置いておいて終わっちゃうんじゃないかなと。なぜかという、これ、これからもいろいろ造っていく、学校でもそう、保育園でもそう。今、保育園は民間に造ってもらっているから、そんなことないのかもしれない。できるたびに、もう担当者も替わっていて、新しくできたもの、根本的なところはできているんですよ、根本的なところは。そうすると、手元が暗いとか、トイレの場所の地図がないとか、そういうのは引き継がれなんだよね、新しく造るときには。で、できた後、言われて、あ、これ、直しましょうって、現場が対応してくれるんだけど、それは、ちょっとやっぱりこれから何かの引き継ぎで造るとき、例えば、今、ロゴデザインとか、どこか部署が決まってやっているでしょう。決まっていないか。トイレのロゴはこういうのにしようとか、ああいうのは決まっていないね。それも含めて分かりにくい。実際見てもらうと分かるんだけど、分かりにくいんです。そういうのをやっぱり受けたら、直すなり、分かるように、直しているのを引き継いでほしいんですよ、本当に。課長のところで置いておいて、担当が替われば、置いたまんまというのは困るんで。

新たに、例えばですよ、よく保育園なんか新しく造ると、できたものが、扉とか、手すりがとんがっていると。子どもが頭をぶつけちゃうとか顔をぶつけるから、ちょっと丸くしてくださいと。で、引き継ぐわけですよ。次、新しい保育園ができると、また普通にできている。これまた削ってください。で、これ、指摘するのは、体でけがした人が指摘するわけですよ。これ、危ないですからと、そうやって体でやるような。それから、トイレもそうです。トイレに行って、これは駄目だと言った人が、あ、向こうだったって慌てて行ったから、何とかしてくれよと、そういうサービスを受ける人に不便をかけて直しているものは、ちゃんと引き継いでいかないといけないと思うんで、もう課長のほうで、そういうものについては、何かみんな分かるように、施設を使う人に分かるように、造るときに分かるような、そういうような引き継ぎマニュアルというのかな、何かをつくって、お渡ししてもらえないかなと。これは要望ですけど、どうでしょう。

○大森施設経営課長 今お聞きした中では、確かにそういう継承というか引き継ぎみたいなのは重要なんです、ちょっとマニュアルがいいのか、そこら辺、検討させていただきたいと思います。所管も、我々も含めて、そういう具体のですね、具体の事例集というんです

かね、そういったことを気をつけなきゃいけないようなことを集められるかどうかを含めて、ちょっと作り込みを含めて、少し研究させてください。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。

よろしければ終了します。

○小林たかや委員 もう一つ。

○嶋崎分科会長 どこ。今のところ。

○小林たかや委員 いや、次。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○小林たかや委員 242ページの4番、旧区立外神田住宅区分所有部分取得のところですが、すけれども、執行率5.6%と。今、テナントさんが残っておられるんですけど、この建物、1971年3月31日竣工で、もう51年。もちろん旧耐震で、建物には、住宅があったところには、もう網がかかっておりますけれども、その下で営業しているところ、4軒あるんですけども、この状態、執行率も、執行できないのも、相手があつてなことだと思っておりますけど、4軒それぞれ理由があるかとも思っておりますけれども、その理由は何で——これ、たしか、首都圏不燃建築公社に執行を委任しているんでしたよね。それも含めて、このときの問題点と今の現状、どういうふうに対処していこうとしているのかをお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 今の進捗の状況ですけれども、18権利者のうち、11権利者については、既に本契約も済んで取得済みというふうになっています。また、残り7権利者のうち、3権利者については仮契約まで終了しております。で、委員ご指摘のとおり、残りの4権利者につきましては、引き続き、取得に向けた交渉を進めているところです。交渉が調い次第、取得の議案としてご提案してまいりたいというふうに考えているところです。

進捗が遅れている理由なんですけれども、ここ一、二年に関しましては、コロナ禍ということで、なかなか委員もおっしゃっていただいたとおり、相手方のあることで、接触することができなくて、遅れていたりということもあります。あと、残りの権利者に関しましては、相続の関係、あるいは税金の関係で整理に時間がかかるという方もいらっしゃいますので、その辺が遅れている理由だというふうに認識しております。

○小林たかや委員 4軒、私、いつも行きも帰りも見ていくんですけども、ずっと僕の子どものときからやっていた、もうずっとやっていたのが2軒、飲食店1軒と印刷屋さんが1軒かな。で、あとの2軒は飲食店。それは最近来た。最近というのも、直最近とちょっと最近という感じかな。それで飲食店なんですよ。

それで、僕、以前質問したときに、ここの住宅、住宅は契約が1階、2階は個人の方で、底地が区なんで、それぞれ契約して、住宅があったところを契約しているんですよ、そもそも。それで、転貸しは基本的には駄目だったんですよ。今残っている人、2軒はずっと前からあったから、多分そうだろうなと思うんですけども、あとの2軒は、転貸しとか、そういう形で来たりしていて。秋葉原って、基本的に飲食が強いんで、なかなかそ

れで場所がないんですよ。待っていて、一生懸命やっても、特に有名店になっちゃったりしているところもあるので、なかなか動けないと。区が今つけている予算も含めて、代替地を取るとしても、なかなか動かないと思うんですよ。で、時間がたっていく。公社も頑張っておられる。だけど、もう51年たった。建物は上に重いものが乗っかっているんで、これ、本当にあのまんまでいいのかと。

要するに、地震が、災害、地震が来るといときに、区が建物を、もう既に耐震のない建物を置いておくのでいいのかというふうに、いつも感じているんだけど、その関係とはどういうふうに――この4軒がどうのというだけじゃなくて、建物自体がもうそういう古いものであって、実際は、建て替えだったら、もう出ていってもらわなくちゃいけないんですけど、その予定もないんで、そのまま残っているんだけど、その辺についてはどう考えているんですか。

○小林財産管理担当課長 これまでもご説明してきておおり、委員ご指摘のとおり、現状の建物につきましては、老朽化、耐震性に問題があって、かつ、緊急輸送道路にも面しているということで、全ての区分所有者の方の権利を区が取得するというので、今、取り組んでいるところです。こういったことも、こういった事情についても、相手方に説明をしつつ、交渉を進めているところです。

先ほど新たにいらした方もいるというご指摘がありましたけれども、そういった方につきましては、先ほどご説明した税金の関係で、ちょっと短期譲渡と長期譲渡という関係もありまして、期間としてはもうちょっと、あと、来年の1月ぐらいをめどに、長期譲渡に移るとい形になりますので、そういった契機も踏まえて、交渉を進めているところです。

以前にも、小林たかや委員のほうからも、区としても積極的に取り組むようにというご指摘いただいているかと思しますので、今年度から、直接、相手方のほうに文書を発出したりとか、スケジュール管理を不燃公社と一緒に考えたりとか、積極的に関わっているところがございますので、現在、仮契約に向けて、詰めの交渉をしている方もいらっしゃいますので、そういった点を踏まえて、鋭意、取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

○小林たかや委員 それは一生懸命やっていると、もう実感しています。よく交渉されていかれて、このままで来たなというのは、もうあれなんですけど、上物が危なくないですかと。非耐震で残しておいて。交渉は多分うまくいくでしょう、あと2年か3年かのうちに。でも、それまでは非耐震で、別に強化しているわけじゃないから、網をかけているだけで。それで安全って、区民の安全って確保できますか。

○大森施設経営課長 まさに、耐震性上――建物の耐震上問題があるんで、皆さんも納得して、あ、じゃあ、どこか用意してくれるんだったら出ていこうとか、補償してくれるんなら出ましようというところがございます。おっしゃるとおり、耐震上、問題がある建物なので、交渉を加速化して、早期に権利を取得して、耐震性のない建物を除却していきたいというところがございます。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○小林たかや委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この施設経営費は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、施設経営費の調査を終了いたします。

次に、目6、情報処理費、決算参考書の242ページから245ページ、説明は。

○加茂IT推進課長 1点。

○嶋崎分科会長 あるの。

○加茂IT推進課長 はい。報告させてください。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○加茂IT推進課長 私のほうから1点ご説明をさせていただきます。三つ目の総合行政システムの運営、この執行率が45.74%という形で、低くなっております。この理由について、ご報告をしたいと思います。

こちらの（2）にございます総合行政システムのリプレース、こちらが、執行が78万2,000円という形になっています。こちらは、総合行政システムリプレースのプロポーザル調達において、ちょうどコロナの第5波にぶつかったということで、調達業務そのものが遅れましたので、実際に、昨年度は落札、委託事業者に対して、計画策定のみで終わったということで、大きく差金が出ているという形になります。

それと、もう一つは、プロポーザル入札を行いましたので、当初予算に対して、38%減で契約をしたと。そういった観点で、総合行政システムの運営そのものが、執行率が45.74%になったということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。それでは、質疑を受けます。

○木村委員 この目では、ちょっと幾つか質問させていただきたいと思っています。2番目の総合住民サービスシステムの運営について、伺います。

何度かこれまでも取り上げたことがあるんですけども、ここにもあるように、情報システムの標準化、これに対応していくということになっております。となると、千代田区の住民サービス、ほかの自治体と比べて、進んでいる面というのがあるわけですね。やっぱりそれぞれ自治体の特徴があります。そういった場合に、標準化システムになること、システムの標準化が進むことで、サービスに何らかの影響を受けるんじゃないかという、やっぱり不安があるわけですね。その辺は、システム上、20業務でしたっけ。たしかシステム標準化していくのは、20業務ほどあると思うんだけども、その点、問題ないのかどうか、ちょっと伺っておきたいんですけども。

○加茂IT推進課長 ただいま委員からご指摘がありましたように、標準化対象業務は20でございます。そのうち、特別区が対象とするのが18業務になります。現在、この総合住民サービスシステムでございますけども、30の業務から運営をされています。そういった意味で、そのうち18を標準化する。残りの12につきましては、これ、区特有の業務であったり、区特有のサービスであったりしますので、こちらについては、全て残すというよりも、集約するような形で、これは専門用語でアドオンという言い方をしますけれども、（発言する者あり）アドオンって、追加業務という言い方をしますけども、（発言する者あり）これについては、ガバメントクラウドではなくて、区側で運営をしていくということになりますので、このミックスの中で、区民サービスレベルを落とさない形で、リプレースを進めていくというのが今回の大きな流れになっております。

○木村委員 例えば、たしか介護保険も入っていましたっけ。

○加茂 IT推進課長 はい。

○木村委員 入っていますよね、あの標準化の対象の中に。介護保険で、例えば、利用限度額みたいなのがあって、千代田区はホームヘルプサービスはの上乗せ、それを超えても1割負担で利用できるという、そういうシステムになっていると思うんです。そういう制度になっていると思うんですね。それについては、一方では、標準化でやりながらも、区独自のものを組み合わせることで、対応していけるというふうに理解ということなんでしょうかね。

○加茂 IT推進課長 それに関しましては、実は、この標準化のほうも、各省庁から標準仕様書というのが来ていますけれども、これが遅れています。それは、各自治体からやはりそれぞれの特有業務がある中で、そういったものも反映しながら標準化をしてほしいという、そういった強い要望の中で遅れているというふうに聞いています。

それと、あと、もう一つの動きですけども、これはシステムのつくりなんですけども、パラメータ設計という言い方をしますけども、設定によって、いろいろな対応ができるような、そういった柔軟なシステムを、今、仕様書の中でつくろうとしているというのがあります。それでも賄えない中では、今回、プロジェクトチームがキックオフをしておりますけども、区として、やはり区民サービスとして、これは必要なだと、これは千代田区としては非常に価値のあるサービスなんだということについては、新たに作り込みをしていく。そういった論法の中で進めていきたいというふうに考えております。

○木村委員 なかなか仕様書も、国としても仕様書が定まっていなくて。いろんな自治体の声も聞きながらということだと思っただけです。で、仮にですよ、このシステムが固まったと。いよいよ稼働したと。それ以降のサービスの向上が可能なかどうか。例えば、国民健康保険、これもその中に入っています。例えば、そうですね、本会議でも質問しましたけど、均等割の部分、千代田区独自にやはり子育て世代を応援しようということで、子どもの均等割の減免を拡充すると。独自のサービスがシステムの標準化が進んだ後でも可能なかどうか、その辺、どうでしょう。

○加茂 IT推進課長 実は、国がつくるシステムは、もうガバメントクラウドで、この機能だけしか動かさませんという、実はそういった領域ができてきております。ですから、そちらを改造するというよりも、区側のシステムの中で追加をかけていくと。そういった中で、後から追加するのに大きな経費なり、あるいは期間をかけてというわけにはなかなかいきませんので、そこら辺は、システムのつくりで、疎結合と言い方をしますけれども、追加部分をそのまま結合すれば、新しいサービスが展開できる、そんなような考え方の下で、システムを、今、構築しようと考えております。

○大串委員 なかなか大変だ。

○木村委員 そうしますと、そういったシステムの構築というのは、随分、ちょっと遅れているようなんですけども、大体、その正念場というか、期間としてはいつ頃なんでしょうかね。こちらでも検討して、いろいろ意見を言える期間といいましょうか。

○加茂 IT推進課長 国に意見の言えるのは、最終版が固まるまでという形になりますので、今、例えば0.8版とか0.9版とか、そういった形になっていますので、それは、それぞれの省庁ごとによって、ちょっと異なりますので、いつということはありませんけども、毎回、意見照会が来ていますので、その中で意見を述べているという形になります。

それと、あと、それが閉まった後、固まった後は、これは、もう区独自で運営をすると。区の責任の下で運営をするということになりますので、そこはガバメントクラウドとは切り離れた形の中で、区として運営をしていきたいというふうに考えております。

○木村委員 では、最後。

そうしますと、確かに標準化というのは、国がずっとやってきたことなので、千代田区だけ嫌ですとはなかなか言えないと思う。そういった場合に、住民サービスを向上、低下させず、かつ、向上させていくというシステムは、これ、千代田区独自にも何とか構築していくと。これは、もう、区の基本的立場として確認させていただいていいでしょうか。

○加茂IT推進課長 おっしゃるとおりでございます。今回は、ただ単に、国が標準化を進めなさいと言って、システムをリプレースするのではなくて、総合住民サービスそのもののリプレースというふうに捉えておりますので、そういった中で、実は、標準システムというのは窓口サービスという考え方がないんですね。（発言する者あり）そういった意味で、区民のいわゆるサービスを提供する窓口の在り方についても、今回、プロジェクトチームを横断的なタスクを組んでいって、じゃあ、新たな窓口サービスの在り方はどうすべきなのか。あるいは、今、オンライン手続、いろいろ進められるようになっていきます。そういった中で、区として、どういう形のサービスやオンライン手続を残していくのか。そういった中で、区独自ポータルを検討したりだとか、そういった中で、区民サービスレベルを落とさないような、あるいは、さらに向上させるような、そういった理念を持って、今、プロジェクトを運営しているということでございます。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○木村委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 243ページ、リモートワーク。リモートワークシステムの運営、ここで大丈夫かな。

○加茂IT推進課長 はい。

○小枝委員 大丈夫ですね。

この年度は、試行導入の初年度に当たるかと思うんですね。どこまで——まあ、まだ道半ばでもあろうかと思いますが、現状と課題を教えてくださいと思います。

○加茂IT推進課長 現状ですけれども、当初始めたときは、10台からスタートさせました。やはり管理職の方に、まず、リモートワークを知っていただくという形で、部長職の方から展開をしまして、現在は、今、稼働端末数として78台、利用人数としては139名という形になっています。当初の部長級だけではなくて、課長級、係長級、主任主事級という形で、139名で、今、運用されているという形になります。

今年度ですけれども、さらにそれに100台を追加して、主任主事、一般職員にもっと広げるような形の中で展開していくというのが今の計画でございます。

○小枝委員 これは、誠に順調ということでしょうか。職場にもよるかとは思いますが、好ましいことでもあるかとは思いますが、もう少し具体的にお願いします。

○加茂IT推進課長 いろいろアンケートを取ってみますと、正直言いまして、例えば、7月から8月、この2か月ですけれども、利用率が62%になっています。じゃあ、利用し

ていない人はどうして利用していないのかということになりますと、やはり行政ですと、このリモート端末を利用する機会の場が、民間企業ですと、時間外も含めて、かなりフレキシブルな中で、成果主義で仕事をしているという形で、利用シーンが非常に多いですけども、なかなか行政はそういった利用シーンが広がらないということになります。

ただ、内容を見ますと、例えば、環境まちづくり部ですとか保健福祉部のように、外へ、区民に近いところへ出て仕事をするような人たちの利用率がそれなりに高いということを見ると、時間内、勤務時間内ですけども、本庁舎を離れて仕事をするときに、このリモート端末を使って、職員同士のコミュニケーションを取ったり、あるいは、そこで仕事をしたり、そういうことができているのが一つのメリットかなというふうに考えております。

○小枝委員 この場合、在宅での機器の利用というのは、どういうふうな体制で行っているんでしょうか。

○加茂IT推進課長 現在、まず、自宅で在宅ワークをするときは、一応、申請に基づいて行ってもらっています。まずは、出張か、あるいは研修という形の中で、自宅で仕事をしていただいています。運用の仕方ですけども、朝8時半までに、上司に対して、「これからテレワークを実施します。今日はこういった仕事を実施します」という内容のメールをしていただいて、終了したときには、5時15分で終了、勤務時間が終わりますけども、終了後、「これでテレワークを終了します。本日の成果は、これこれこうでした」という報告をしていただく。そういったルールの下で、在宅勤務を行っていただいているということになります。

○小枝委員 じゃあ、最後です。

これから一般職にもという段階にあるというふうに伺いましたが、これは、何というんですかね、非常勤である——言い方が違うかな、非正規の方々であるとか、そういった方々にも、こういった在宅の働き方というのが波及していくというふうな見通しでしょうか。

○加茂IT推進課長 非正規といいますか、派遣の方を含めて、業務上必要であれば、展開は可能というふうに考えております。

このリモートワークシステムも、個人情報保護の観点ですとか情報漏えいの観点から、画面転送方式になっておりますので、端末からはデータが取り出せない。あるいは、そこで自分のパソコンの中にデータが保存できないという仕組みになっておりますので、そういった観点で、業務上、効率的、あるいは、効果的なあれが見込めるのであれば、そういった方に対しても、対応しながら運営をしていくということになると思います。

○嶋崎分科会長 いいですか。

ほかに。

○木村委員 3番目の総合行政……

○嶋崎分科会長 3番目の総合行政システム。

○木村委員 はい。総合行政システムの運営。執行率の低さというのは、先ほどご説明いただきました。

主要施策の成果の99ページで、令和3年度の実績は、内部事務の効率化等に向けて、システムのあるべき姿の検討を行ったと。その下の令和4年度の取組状況、令和5年度予算への対応としては、総合行政システムのリプレースに当たっては、内部事務の標準化、

効率化にとどまらず、さらに進んだ新しい生活様式や将来の働き方改革への対応を視野に入れた上でのリブレースに着手する必要があるという言い方です。これまでは、内部事務のとにかく効率化に向けて、さらには、それにとどまらず、新しい生活様式、新しい働き方に変わるんだという、そういう文言になっていて、ちょっとこの文言だと、どういうイメージなのか。新しい生活様式、あるいは将来の働き方改革への対応というのは、どういうイメージなのかというのを、ちょっと簡単にご説明いただけたらと思います。

○加茂 IT 推進課長 ただいまのお話ですけども、ここで述べています新しい生活様式や将来の働き方というのは、特にリモートワークを意識しております。特に、新しい生活様式となったときに、ウィズコロナの時代は、離れた場所でも仕事ができるような形ということの中で、リモートワークをやるんですけども、現状のシステムでリモートワークをやらせようとしますと、実は、業務間が途中途切れていて、どうしても手作業が入るですとか、それから、必要な情報が紙のバインダーですとかマニュアルにあるので、それを見ないと仕事ができないですとか、そういったことで仕事がなかなか完結できないという大きな課題がございました。そういったことをなくすために、今回、リブレースの中で、業務手順全体を見直して、手作業の部分はなくして、なるべく資料についてもデジタル化をして、参照しながら、離れた場所でも業務が、自分に与えられた業務が完結できる。そういった取組をしているのが今回の総合行政システムリブレースになります。

○木村委員 なるほど。

いや、実は、そういう質問をさせていただいたのは、これは、昨年10月にデジタル庁がトータルデザイン実現に向けた公共サービスメッシュ等の検討についてというこの文書の中で、これからの行政サービスの考え方のイメージというのがここで示されているんですね。これまでは、まず、サービスの内容を住民が把握し、そして、申請をしますと、で、自治体が審査をし、サービスを提供するという、そういうシステムが、将来的には、利用可能なサービスを民間や自治体が提供してくれると。住民がサービス内容を把握しないで、あなたのところはこういうサービスが利用できますというのを、民間や自治体がサービス——それを教えてくれる。となると、相当その住民についての個人情報把握しているということなんですよ。家族構成、年齢、所得とか。だから、サービス、あなたはこういうサービスが利用できますよという紹介、通知がある。それに対して、住民は、利用をするかどうかの意思表示を示すだけと。申請じゃなくて。やがて、自治体がサービスを提供するんじゃないかと、自治体と民間がもう並行に並んでいて、自治体がサービスするものもあれば、民間がサービスするものもある。そういう、これはデジタル庁がつくった行政サービスの将来像なわけですよ。

そうすると、ちょっとそのイメージで、この新しい生活様式や将来の働き方改革への対応といった場合に、このような形にもしなるとすると、私としては、おやっ、という面があるわけですよ。もう完全に住民は主役じゃなくて、自治の担い手じゃなくて、お客さんなわけですね。しかも、自分の情報がいろんなところに知れ渡っていると。あなたの家族構成、あなただったら、こういうサービスを利用できますよというのが民間から通知される。で、それを利用するかどうかの意思表示だけで受けられる。

こういう将来になると、例えば、自分たちはこういうサービスが欲しいと。いや、この新しいサービスをつくる時の窓口がないわけですよ。今のサービスだったら、こういう

のが使えますよという連絡はあるけれども、それじゃ足りなくて、私たちのところ、あるいは、ほかのAさんのところには、Bさんのところには、こういうサービスが必要だという、新しいものをつくる窓口というのが出てこなくなってしまうんじゃないか。そういう将来の自治体のサービスの在り方というのを、もし、ここでイメージしているとする、デジタル庁がつくったもんだから、若干、これは自治体の在り方としてどうなのかなという、そういう危惧を持った次第なんです。

ただ、先ほど課長のご答弁の中で、区として、窓口についてもきちんと検討されているというふうにおっしゃいましたでしょう。これがデジタル庁と決定的な違いで、区の資料とは。ですから、そういうふうにならないんだということも含めて、ちょっと先ほど言及された窓口の検討状況についてもお話しいただけるとうれしいなということです。

ごめんなさい。ちょっと長くなっちゃった。

○加茂IT推進課長 今、まさにおっしゃったことは非常に重要だと思っております、要するに、業務をデジタル化するのが目的ではなくて、あくまでも、これは千代田区のDX戦略の中でも、区民の皆さんにお示しをしましたが、区民にとって、よりよい生活が実現できるような行政でありたいという形のものを考えると、何もデジタルだけではなくて、窓口でのいろんなサポートも含めて、相対的に考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

ですから、私個人としては、今、進め方としては、従来のサービスとともに、デジタル化でできるところはデジタル化していく。そういった中で、そういったデジタルを活用したサービスを提供していただきたい。あるいは、そのほうが便利なんだという方に関しては、先ほど、同意をすれば、簡単に個人情報がという話もありますけれども、ここについても、ただ単に、簡単に個人情報を集めて、ブッシュ型のサービスをやるのではなくて、きちっと規約に基づいて、同意を頂いた後に、毎年、見直しをするような形の中で、そういったサービスも提供するとか、そういったことも併せて考えていきたいというふうに考えております。

あくまでもゴールは区民サービスの利便性の向上と幸せということになりますので、デジタル化はそのツールというふうに認識をして、進めていきたいというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

○大串委員 この件。

○嶋崎分科会長 今のところ。関連ですか。

総合行政システム。

○大串委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○大串委員 この総合行政システムリプレースに関して、利便性が高まることはよしとしても、何のため、今答弁されましたけど、何のためのシステム構築なのか。これは区民の皆様方の利便性の向上とか、それから、庁内においては、そういう業務の効率性とかありますけれども、それをしっかりとみんなが理解して進めることが大事だと。特に、こういういろんなDX、システムがどんどん構築されると、システム任せになりやすいと。そう

いうことは、結果的にヒューマンエラーを起こしやすいということにもつながります。ですから、きちんと、これは何のためのシステムなのかということ、法令に基づいて、理解をして進めることが大事なんじゃないかということなんで、ぜひ、この点をお願いしたいと思います。

○加茂 IT 推進課長 ただいまのご指摘は非常に重要だと捉えております。

それからもう一つは、やはり今いろいろシステムのリプレースを行っていますが、物理的対策、技術的対策は、ある意味コストと時間をかければできますけれども、ヒューマンエラーを含めて、人系のところは、いわゆる人的、組織的なところは、これとは違った形の中で進めていかなきゃいけないというふうに考えております。

今年度も、情報セキュリティの対策につきましては、特に、人的、組織的セキュリティをどう高めていくかと同時に、目的は何のためのデジタル化なのか。そのためには、何を守らなきゃいけないのか。最低限どういうルールで、どう運営していかなきゃいけないのか。この辺りを、今年度、ちょっと来年度予算の話になりますけど、手厚く盛りながら、進めていきたいというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この情報処理費、調査を終了しますけど、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。

それでは、暫時休憩します。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○嶋崎分科会長 それでは、休憩前に引き続きまして、分科会を再開いたします。

次に、目 7、災害対策費、決算参考書 244 ページから 247 ページ、ご説明は。

○千賀災害対策・危機管理課長 7 目、災害対策費になります。この中で、主要施策の成果でございます 3 の防災意識の普及・啓発、12 の防災センター管理運営につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、主要施策の成果 101 ページのほうをお開き願えますか。こちらでございます。78 番、項番 78 の防災意識の普及・啓発でございます。

こちらは、昨年度実施いたしましたハザードマップ冊子化に関する内容となります。昨年度におきまして、神田川洪水、荒川洪水、土砂災害、高潮と 4 種のハザードマップと事前に避難行動を確認するためのマイ・タイムラインシートを一体化した冊子を作成し、区内全世帯に向け、配布をいたしました。また、区ホームページへ全編を掲載するとともに、ハザードマップの見方やマイ・タイムラインの作成方法などの解説動画も作成し、区民等への一層の情報提供に取り組んだものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、102 ページ、項番 79、防災センター管理運営でございます。

こちらは、従前より取組を進めていた安全・安心メールの機能拡充としての多言語化の取組でございます。区内に滞在する外国人への災害情報の提供手段として、安全・安心メールの英、中、韓、3 か国語で配信する機能を追加したものでございます。こちら、各言

語でのチラシの作成や区ホームページでの周知、あるいは区内大使館への情報提供などを行ったところですが、折からのコロナ禍の影響もございまして、実績は記載のとおりというところではございました。

ただ、現在は、どの言語も登録が見られるというところではございます。今後、入国規制の緩和などに伴い、外国人の来訪が活発化することなどを踏まえ、一層、積極的に周知し、登録につながるよう、取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○桜井委員 8番の災害応急対策のところちょっと聞いておきたいんですけど、9,600万、約1億の金額が予算化されているわけで、執行率は0.02。これは災害時のときに使うお金ということではいいんですか。

○千賀災害対策・危機管理課長 こちらでございますが、多くは、これはコロナ禍において避難所として宿泊施設を確保するという、その際の予算ということで、多くを確保したところではございます。結果として、災害がないということではございましたので、そちらの執行はなかったというところではございます。ただ、こちらにある執行に関しましては、区の職員が災害対応で出勤した際の会議費等という部分が、この執行になっておるところではございます。

○桜井委員 そうですよね。0.02、災害はないほうがいいわけで、この、何ですか、不用額が多いというのは、ますますはよかったなという、災害がなくてよかったなというところの安心をするとともに、今、非常時の、コロナ禍のときの宿泊だとか、そういったようなところに予算化をするということだと思んですけども、備蓄品なんかについては、常日頃から各エリアごとに避難所に備蓄品の用意をさせていただいて、それで、定期的にそれを回しているということは日頃から報告をさせていただいている話ですので、それは安心できる話なんですけども、この災害応急対策の9,600万というのは、そういう応急、救急時に宿泊をするとか、そういうもの以外に、何か備蓄をしている、非常時に何かを買い足すとか、そういったようなことはないんですか。今説明を、僕は次に聞こうと思ったんですけど、そこのところをお話しになられたので、今、課長がおっしゃったもの以外にあるのか、ないのか、ちょっと聞かせてください。

もう少し具体的に言いますね。非常時に、具体的に言えば、非常時にそういうような宿泊だとか、対応しなければいけないということであれば、この千代田区の中で大体何か所ぐらい予定をしているのかとか、そういったようなことが分かる答弁をさせていただきたいんですが。この9,600万という金額になるような説明を頂けないでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 ちょっとお待ちください。

○桜井委員 はい。難しい話をしちゃったかな。

○嶋崎分科会長 ちょっと待って。休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○嶋崎分科会長 再開します。

答弁から。

○千賀災害対策・危機管理課長 大変失礼いたしました。

こちらの災害応急対策の内訳でございますけども、ホテルの借り上げですとか、それに係る応急の活動費ということで、9,529万5,000円と、ほぼほぼがそちらで対応しているところでございます。それ以外の経費といたしましては、先ほどの職員等の緊急の警戒に関する会議費と、それから災害で遠方へ派遣されるような場合に、それに関する需用費と、それからそのほかの資器材費用というところでございます。

基本的には、この科目、この事業以外の例えば備蓄物資の整備ですとか、そういうところで整備している物資を災害時は活用していくということでございまして、こちらは本当に予定のない突発的な災害時に緊急的に使用するという部分だけでございます。

○嶋崎分科会長 桜井委員。

○桜井委員 災害については、いつやってくるか分からないと言われるように、そのご担当の方は大変なご苦労をされていらっしゃると思います。今、課長がお話しになられたように、こういう形のようなものを災害時にはやるんだというお考えの下に準備を進めていただいているわけで、本当にそれは、日頃からそういうことを積み重ね、積み重ねてやることによって、区民の安全・安心が確保できるというわけですから、本当に大変なお仕事を担っていただいていると思っておりますけども、例えばそういうホテルなんかというのは、当然日頃から業務提携だとか非常時の提携、こういうことをしてくださいねとか、非常にそういう提携関係というのは千代田区との間では結んでいただいているんでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 千代田区内の各企業と様々な防災上の協定等を結んでいるところはございます。ただ、この応急対策に限った部分に関しましては、コロナ禍、あるいはそういう災害発生時における宿泊施設の提供というところでございます。そこは別に、一般的な帰宅困難者の受入れですとか、あるいは災害時の協力というところは、また違う形の協定を結んでいたりというところで、この部分に関してはそういう限定された協定でございますけど、一般的に企業との取組は進めているところでございます。

○嶋崎分科会長 よく分からねえな。

○桜井委員 分からない。

○嶋崎分科会長 あんまりかみ合っていないんじゃないの。ホテル、今、質問者はさ、特にホテルなんかは、というふうに具体的なことを言っているんだから、そこに対してちゃんと答えてよ。

どうぞ。

○千賀災害対策・危機管理課長 失礼いたしました。このホテルの協定に関しては、この災害時に応急的に宿泊施設を提供していただくということに関してのみでございます。

○嶋崎分科会長 何、語尾が分からない。

○千賀災害対策・危機管理課長 失礼いたしました。このホテルの宿泊施設の提供のみの協定という、なっております。

○桜井委員 協定になっているの。

○嶋崎分科会長 なっているの。

○桜井委員 なっているのね。

○千賀災害対策・危機管理課長 はい。

○桜井委員 はい。実はなっているとっているんですよ。

○嶋崎分科会長 じゃあ、なっていますと、はっきり、しっかり言ってくれないと、災害時のときに困るよ。

ほかにありますか。

○岩田委員 防災訓練についてお伺いいたします。

○嶋崎分科会長 防災訓練は、何番。

○岩田委員 4番です。

○嶋崎分科会長 4番ね。はい。

○岩田委員 はい。これ、結構何年も前から言っているんですけども、ペットの同行避難、それを避難訓練でやっていただきたいということを以前から言っておりました。そしたら、答弁では、区民からそういう声があれば、避難訓練、こちらもやりますよというようなお話でした。それでまたしばらくして、あれからどうなりましたかと言ったら、今度は協議会とかでそういうのを話すので、そういうところに話が行けば、乗れば、区もやりますよという話でした。そしたら、最近はどう私のところに、もう、どうするのという、そういう、ペットを飼っているんだけど、そういうときはどうなるのという話が結構出てきまして、じゃあ、実際にそれをやるかという、HUG訓練では確かにペットをどういうふうにするかというのはやるんですけども、実際に避難訓練で、わんこちゃんとかを連れてきている人って見たことがないんですよ。それも、確かにポスターとかで避難訓練をやりますは書いてあるけど、そういうペットも一緒に連れてきてくださいというのもないので、それはやっぱりちょっと連れてくる人もちゅうちょしちゃうんじゃないかと思うんです。

なので、そういうポスターに一言書くだけで、そういう、何というんですかね、本番に近いような訓練もできるんじゃないかなと思うので、そういうのというのは今後どうでしょう。何か考えはありますでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 防災訓練時のペットの同行を検討というところなんですけども、基本的に、今、避難所の運営とか避難所運営マニュアル上ではペットの同行が可というところ、避難所内にそういうケージを用意して、ペットも一緒に避難ができるという記載をしております。

現状で申しますと、そういう調整をすればそれは可能というところがございます。ただ、現在、昨年から防災訓練の方式として、見学を主体にした、コロナ禍というところがございまして、避難所の資器材等をご見学いただくというような、我々で言っております防災フェア方式というのを続けております。その中で、実はケージを実際に実物の展示をしておりますので、そういうところで地域の皆様も、実際に同行避難できるんだなという認識は多分深まっていらっしゃるかなというところがございます。

ですので、ちょっと次のステップということにはなるかもしれませんが、同行避難、ただ、事前に訓練を開く際には協議会内で十分調整は必要かと思っておりますけども、十分検討できるものだと考えております。

○岩田委員 ありがとうございます。そういう声も何かだんだん高まってきているので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

実際にそれを、それが訓練ならいいんですけど、それが本番のときは、飼い主の方たちはいろいろ持っていかなきゃならない物があると思うんです。ケージだって数もそんなに

ないと思うんですよ、多分。それだけではなく、ご飯だって人間と同じものを、じゃあ、すみません、うちのわんこちゃんのために下さいといったら、当然怒られちゃうと思うので、そういうのも持ってきてくださいと。じゃあ、ペットシートって、トイレのシートなんかも持ってきてくださいとか、そういうやっぱり指導も同時に必要だと思うので、ぜひそういうのをやっていただければと思うんです。つまり、訓練のときに実際に連れてきていただいて、それと同時に指導みたいな感じでやっていただければ、より本番に近いと思いますので、それをお願いしたいんです。

○千賀災害対策・危機管理課長 実際、個別のご相談に応じる形になるんですけども、そういったものも踏まえて、実際にやる場合はそういうところも踏まえて検討はできるかと思えます。検討してまいりたいと思えます。

○岩田委員 ありがとうございます。

これと同列というわけではないです。これと1回切り離して、いろんな家庭の事情がありまして、中に、家で例えば車椅子の方もいらっしゃるし、そういう方に対しても、やっぱり一緒に、大変ですけどね、外出されるのは。そういう方もぜひご参加くださいみたいな、そういうのがあると、本番により近いものができると思いますので、今後課題としてぜひ考えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○千賀災害対策・危機管理課長 確かに、より実践的なというところで、いろいろな検討をしていく過程の中で、そういうお話もあろうかと思えます。十分に検討できるものかと思えます。

○岩田委員 ありがとうございます。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。

○大串委員 3番の防災意識の普及・啓発の（2）番ですね。地区防災計画策定等の支援について。

○嶋崎分科会長 はい。

○大串委員 事務事業概要で言うと、221ページに実績が載っていますけれども、令和3年度にスポーツセンター地区の防災計画が更新されましたと。元年度においては、スポーツセンター避難所運営協議会と九段小学校避難所運営協議会で支援を行ったということが載っていますが、それ以後、どうなんでしょうか。計画ができたところとかはありますか。

○千賀災害対策・危機管理課長 こちらは地区防災計画の策定の状況というところでございますが、令和元年度に、当時、最初ということで、モデル地区ということで、九段小学校とスポーツセンターでつくったところでございます。その後、コロナ禍というところはございますが、この地区防災計画の策定に係るいろいろな協議会、あるいはそれに伴う話し合いといいますが、ワークショップ等も経てということがございますので、そういうことはちょっと開催できなかったところで、できないままというところでございます。

ただ、もう一点、大丸有地区で自主的に地区防災計画を策定したという状況がございますので、現在はこの地区プラス大丸有地区で、3地区が策定しているというところでございます。

○大串委員 そのほかに、あと、何地区と言った。あと2か所ぐらいできたということで

すか。

○千賀災害対策・危機管理課長 いえ、あくまでも区内でできたのは九段小とスポーツセンターの2か所で、プラス大丸有地区で、現在は3か所というところでございます。

○大串委員 大丸有地区を入れて3か所。

ちょっとコロナということもありましたから、しょうがないところもあるんでしょうけれども、この地区防災計画の策定支援というのは非常に大事なことだと思います。これはやっぱり住民主体の防災対策を進めるときに、やっぱり住民の方々が集って、どこが危険なのかということも把握しながら、自分たちの地区の防災計画を自らつくる。そのつくる過程において防災意識をみんなで共有することができるという、大変に重要なことですので、ぜひ、区としても、区が全部を指導しちゃうというわけにいかないんですけども、住民が主体的にこの計画をつくれるように、ぜひ支援を行ってほしい。

例えば講師を派遣する。または防災士に、その地域に防災士の方がいたら、防災士を中心につくってもらおうとか、何らかの支援を具体的に行って、千代田区全域が、ある地域は全てがこの地区防災計画が策定できたよということを目指して、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

○千賀災害対策・危機管理課長 委員からのご指摘、大変、地区の防災力の向上というところでは重要なお指摘だという認識をしております。今年度、現在調整をしております1地区が、これから地区防災計画の策定に向かうというところで、そちらにつきましては区としての支援も行っていくというところでございます。

ご指摘いただいたような、地区の方がより防災意識を向上し、あるいは地区のそういう防災の取組をされている防災士などのご助言も頂くような、そういう会議体、ワークショップを経て、しっかりした地区防災計画をつくりたいと思います。よろしく願いいたします。

○大串委員 お願いします。

○嶋崎分科会長 はい。いいですね。

ほかに。

○小枝委員 備蓄物資のところ、事務事業概要は234、235となっておりますが、人口が非常に増える中で、そもそも保管スペースが不足する分は、民間のところを、今、20か所ですか、というふうになっています。このところの鍵というのは、誰がどういうふうに管理をしているんですか。

○嶋崎分科会長 備蓄。

○大串委員 7番。

○嶋崎分科会長 どこになるの。災害対策用物資の、危機管理のところの整備になるの。どこと言ってくれないと分からない。具体の前に、この。

○小枝委員 7番の。

○嶋崎分科会長 7番でいいんだよね。

○小枝委員 ええ。7番の（1）、あ、（2）かな。（1）ですね。の、事務事業概要は235ページです。

○嶋崎分科会長 はい。

いい。どうぞ。

○千賀災害対策・危機管理課長 こちらの事務事業概要、234ページからの備蓄物資の整備の中で、1枚おめくりいただいた236ページに、掲載が可能なところの民間備蓄倉庫の一覧ということでお示しをしているところでございますが、こちらにつきましては、基本的には鍵等に関しましては区のほうで管理しております、いろいろな備蓄物資の調整ですとか管理を行っているというところでございます。

○小枝委員 ふだんは搬入やリニューアルの関係で、それでいいんだと思うんですけども、現実には災害が起きたときに、区役所が鍵を持っておりますということでは、この保管スペースが、不足する分の保管をこういった大規模開発総合設計制度の倉庫に保管しているということから考えると、もう少し地域レベル、地元レベル、避難所レベルに落とし込んだ連携をしていかないと、いつでも区役所から駆けつけてくれるという体制ではないというのが、現実の想定としてはないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなっていましたっけ。

○嶋崎分科会長 休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

答弁から。担当課長。

○千賀災害対策・危機管理課長 ちょっとお時間を頂きまして、失礼いたしました。

こちらの民間備蓄倉庫につきましては、民間備蓄倉庫にも一定の備蓄数量を確保しているところでございますが、基本的には各避難所に、初動の3日に関する、3日間に関する備蓄を備えているというところを基本にしておりますので、こちらは二次的に対応するというような流れで考えております。そういった意味では、こちらの鍵をすぐにちょっと地域にお渡しするというところは現状考えないところでございますけども、発災時には速やかに連携して、備蓄ができるように、その辺は随時調整、協議をしてまいりたいと思います。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 確かにそのために在住の職員もいるわけで、夜中に発災しても職員体制も動けるようにするよというのが基本は建前だと思うんですけども、そうはいっても、そうならない場合もあり得ることを考えると、一つか二つ伏線を引いておく必要はあるんじゃないかと。あるエリアの避難所に一つは置いておきますよとか、あるいは3.11以降は、職員がもう避難所に1回配置されたらもうずっと、区の職員でいてくれるうちはずっと同じ避難所に配属されるみたいな仕組みに、たしか、今はもうなくなっちゃっているか、そんなことになっているんですよ。

だから、非常に精通している職員が必ず何人か、何十人かはいるという体制でやっていると思うから、その職員住宅ないしは千代田区内に住んでいる職員が一つは持っているよとか、何か、区の本庁舎にありますというだけだと、仕組みとして不備だなというふうには感じるの。ごめんなさいね、意地悪で言っているわけではなくて、ちょっとそれは、スムーズに動いていけるイメージをつくれるように協議をしていただけたらなというふうに思うんです。そうでないと、民間との連携というのが、言葉だけで、実際はうまくいかないんじゃないかというふうに思います。どうでしょう、当たらない指摘でしょうか。ご

検討いただけませんか。

○千賀災害対策・危機管理課長 ある意味、災害時がどのような、基本的には計画の下にということはあるんですけども、本当にどのような状況になるかということは、全く想定もできないという部分がございます。そういったときのいろいろなバッファ的な考え方と、多少、多様にあるかなというところがございます。

基本的にこちらは民間の備蓄倉庫ですので、それぞれ管理者もいらっしゃるというところなので、まずは管理者側のほうでどういう対応ができるかということ、しっかり協議をして、その上で、そういった委員からのご提案のようなことが可能であれば、そういったところの協議に進めていく可能性もあるかなというところがございます。まずは管理者側とそういった状況の話合いなどを進めてまいりたいと思います。

○嶋崎分科会長 ちょっと俺のほうで整理させてくれる。

あのさ、これ、前に九段小学校の校門の件で、開くの開かないのと大騒ぎになったときに、たしか、俺、総括でやったよね。そういう反省点がないのかね。せっかく民間の力を借りて、協力していただこう。ただ、その民間がいろんなお立場もあるだろうと。ただ、地域と連携をして役所とも連携をしなくちゃいけないね。全てがこれがやっぱり区民との安心・安全とウィン・ウィンの関係になるわけだよ。今さら、あちらはあちらの事情がありますからみたいな話をして、何のための備蓄倉庫なんだとならないですか。全然九段小学校の反省をしてないじゃん。蒸し返すよ、もう一回。そんなことを言っているんだったら。ちょっと整理してくれないかな、部長。

○中田行政管理担当部長 鍵の保管等につきまして、いろいろご意見を頂きまして、恐れ入ります。こちらについては、過去にもいろいろあったという経緯もありますので、様々な状況が災害時には考えられます。どういった方法がいいのか、ご指摘のとおり幾つかの方法を重複して対応していくという考え方も必要だと思いますので、少しお時間を頂きながら整理をさせていただきたいと思います。

○嶋崎分科会長 ちゃんとやってくださいよ。

小枝委員。

○小枝委員 ありがとうございます。最悪の事態をまずは想定して、激甚災害というんですか、もう最悪の事態、しかも夜中でとか、そういった事態を想定していただければ、幾つかの方法が出てくると思います。

加えて蓄電池が大分充実してきたなというふうに見えますが、この大容量の蓄電池が各学校に配備をされて、全ての避難所に配備をされたという状況が調ったというふうに見えます。あとまた、車、庁有車等の連携でできるもの。それから民間の自動車の会社さんが協力してできるもの。いろいろ電源の確保についての複数の体制ができているんですけども、それを、これで各避難所、何時間、こういう方法で、この庁有車はここに行くとか、何かそういう、一旦そういう、いろいろ素材が出てきているからこそ、そういう視点でまとめ直すといい頃合いなのではないかと。というか早急にしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。いろいろあるというのは意外となかったりする場合がありますので、スマホでも何でも、あるいは暖房、真冬になったら暖を取るのでも不可欠なものになってくるし、そういう意味で、充実してきているふうに見える分だけ、避難所ごとに何を当てにすればいい体制になっているのかというのを、一旦今後整理していただけたらなというふう

うに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。いろいろ宿題が多くて申し訳ないんですけど。

○千賀災害対策・危機管理課長 電源に関わる避難所の備蓄の整備をいま一度というご指摘かなというところでございます。蓄電池あるいは電源につきましては、蓄電池及び現在も発電機等も用意して、初動の3日間は電気が対応できるという体制、備蓄で取っております。また、施設においては、近年改修改築された施設においては、非常用発電機の稼働も期待できるというところでございます。そういった状況をこれまでも都度ご案内してきたところでございますが、また整理をして、現状、各避難所がどういう状況にあるかというところをお示しするように、ちょっと検討したいと思えます。

○小枝委員 そうですね。この令和3年はハザードマップの全戸配布とか、本当にできるだけ各戸に情報が伝わるようにという意味では、見える化が進んだところだと思いますので、そういう具体的な、少し大きな目だけじゃなくて、地域に落とししたところの目から、組立てを分かるようにしていただけたらなというふうなことで質問させていただきました。

最後に一つ、防災センターの管理運営のほうも関連してやってしまってよろしいでしょうか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○小枝委員 はい。主要施策の成果の102ページのところに実績が書かれておりますけれども、ここで気になりますのは、英語が11人、中国語0人、韓国語0人というふうになっているわけなんですね。外国人のお住まいの方も大分これまた増えているということ、もともと多いのかもしれませんが、その割に、何というか、アクセスしていただけない、いただけていない。でも、被災者になってしまったときには、情報が非常に重要になるので、このホームページの周知というだけでは何か足りないのではないかと思いますけれども、まあまあ、今後広報が、何でしたっけ、かなり何か国語だか、物すごい、随分たくさんの言語に変換されるというようなこともありましたから、そういうふうなところで周知されていくのかもしれませんが、港区なんかに行くと、もう出張所に英語や何の、4か国語ぐらいの広報が置いてあったりするので、そういう点では、外国人にとっては、住みやすいというところにはまだ距離があるのかなと思うんですけど、このところはこういうふうに今後考えていかれるか、答弁をお願いします。

○千賀災害対策・危機管理課長 こちらの安全・安心メールの多言語化でございますけれども、この実績、年度末時点ではこういう状況でございましたけれども、現時点、僅かですけれども、中国語、韓国語も登録があるというところでございます。コロナ禍というところはどうしても出てくるところでございますけれども、積極的な、なかなか周知ができないというところもございましたので、今後庁内のあらゆる所管と調整して、特にいろいろな外国人の方のコミュニティーに送球するような、直接ご案内をするようなことは働きかけてまいりたいというところでございます。

○小枝委員 うん。

○嶋崎分科会長 いいですか。

この防災のところは、災害のところはいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

○大串委員 もう一点。どこの項に入るか分からないんですけど、多分5番の非常災害警戒態勢か分からないんですけど、防災ラジオについて確認したいんですけど。

○嶋崎分科会長 どこに入るの、防災ラジオは。

○千賀災害対策・危機管理課長 6番、情報連絡網です。

○嶋崎分科会長 6番の情報連絡網。

○大串委員 あ、そうだね。うん、そっちだね。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○大串委員 防災ラジオについての決算額がないんですけども、令和3年度においては防災ラジオの新たな配付というのはなかったんでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 ちょっとこの資料に具体にはないところなんですけど、防災ラジオは、今459、通常タイプで459配付したところでございます。

○嶋崎分科会長 459配付をした。

○千賀災害対策・危機管理課長 はい。

○大串委員 当初はそうだったんですけど、昨年度はなかったんですか。

○嶋崎分科会長 459というのは昨年度入っていますか、入っていませんか。

○大串委員 昨年度の配付……

○千賀災害対策・危機管理課長 今のは令和3年度の実績でございます。

○大串委員 あ、そうなの。

○千賀災害対策・危機管理課長 はい。

○嶋崎分科会長 令和3年度の実績が今の数。

○大串委員 そうか。令和3年度新たに配付した台数が459台だよということですね。これについては、決算額がないということは、区のほうであらかじめ防災ラジオ、何というんですか、持っていた。その中から配付したということですね。

○千賀災害対策・危機管理課長 ちょっと細かい話にはなるんですけども、防災ラジオの配付というのが、この情報連絡網の整備の1項目、1事業内に繰り入れられたという経緯がございまして、具体的には見えないというところでございますが、実際といたしましては、ちょっとお待ちください。

○大串委員 そういうことね。分かった。

○千賀災害対策・危機管理課長 防災ラジオの購入は行ってございまして、470台を購入して、930万余の支出をしているというところでございます。

○大串委員 そうですか。分かりました。ここの、細かくは載っていないからあれだったけども。それは、459台、昨年配付したんですけども、これはどうなんですか。対象者が、新たな要支援者といいますか、要配慮者といったかな。対象者があったので、その方々に配付したということですか。

○千賀災害対策・危機管理課長 今、委員からご指摘いただいたとおりの、新たに、新規に登録された避難行動要支援者の方の世帯に配付したというところでございます。

○大串委員 今までこの点については、配付方法をどうしたらいいかということは述べてきましたけれども、中にはやっぱり1人で避難できないという方もいますので、その方と一緒に避難する方も情報が必要なので、そういった方にもラジオを配付したらどうかということも述べてきましたけれども、それはまだできていないんですよ。

○千賀災害対策・危機管理課長 大変申し訳ございません。ちょっと五月雨な答弁で申し訳ございませんけども、昨年もあらかじめ防災ラジオの配付対象の方に事前にご連絡をして、そういう行動、避難行動を支援する方のほうへということには、あらかじめそういうふうにお配りをしたところでございます。件数は非常に少ないんですけども、そのような取組を同じようにやっているところでございます。

○大串委員 中には、私が聞いてもあれなので、あの人のところにラジオを持って行ってくださいよという方もいるでしょうね。けども、その当事者も情報を聞く。それから、一緒に避難する方も情報を聞く。同じ情報を聞くことによって、態勢が本当は取れるんじゃないかと思うんですよね。ですから、配付方法については、もう一度考えてみてください。みんなが情報を共有することが対策になるわけですから。そのことをよろしくお願ひしたいと思います。

○嶋崎分科会長 はい。ご答弁をお願いします。

○千賀災害対策・危機管理課長 これ、現状ですと、対象者の、1世帯に対して1台ということで、それが、対象の方が、本人がなかなかすぐに行動できないという場合は、支援をする方ということで、配付先をそういう変更しているところの取組でございます。そのようなどうしてもというご要望、今後支援する方も、あるいは当事者の方もということが、明確な避難支援をするというような何か枠組みが明確なような場合は、そういうことも可能かなと思います。そういうことも含めまして引き続き検討はしてまいりたいと思います。

○大串委員 ぜひお願いしますよ。保健福祉部のほうでは今避難計画をつくっているんですよ。避難計画はまさにそのように、じゃあ、誰が誰を連れて避難するんだということと一緒にやってるんだよね。そういう際に、情報の共有というのは一番大事なことだと思うんで、ぜひそれは検討してください。

○千賀災害対策・危機管理課長 まさに保健福祉部の取組でございます、個別避難計画ですね。避難を支援する方がもう本当に明確になっているという場合は、その方に関してもそういう支援をするということも必要かなと思いますので、鋭意検討してまいりたいと思います。

○大串委員 それはお願いします。

それで、防災ラジオは何を放送するのか、何を流すのかという基準をつくってくださいということも述べてきましたけど、これはできたんでしょうか。

○千賀災害対策・危機管理課長 これも再三ご指摘を頂いているところでございますけど、配付する際に、それぞれのラジオには、ご説明ということで明記させていただいておりますけども、例示で書いておられますところを申し上げますと、国民保護情報あるいは緊急地震速報、それから気象特別警報、それから避難所開設、閉設のお知らせ、そのほかに試験放送等ということでございまして、基本的には防災行政無線が鳴った場合、それと同じ放送が鳴るということでございまして、ただ、日常的な「夕焼け小焼け」や生活環境条例と、あるいは選挙のときの周知と、そういうことは鳴らないということは、これはラジオのほうに同封した内容に明記しているところでございます。

○大串委員 この件については、桜井委員も述べていたことなんですけれども、事例として書いてあります、じゃなくて、きちんと項目を決めて、どういう場合には必ずラジオで

放送されますからということ、持っている人も支援する人も、そのことを確認した上で、何といふかな、ラジオの配付を受けるといふことが大事なんで、ぜひそれ、きちんと明文化したものつくるように今後検討していただきたいと思います。

○千賀災害対策・危機管理課長 再三のご指摘で大変申し訳ございません。まず本当に緊急時、危険を知らせる情報というところが基本でございますので、そういったくくりの中で、しっかり分かりやすく取りまとめてご提示をするよう、検討してまいりたいと思います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

災害対策費、いかがでしょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。終了いたします。

次、行きます。次、目の8番、職員住宅建設費、246ページから247ページ、ご説明は。

○神河人事課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この職員住宅建設費を終了します。

次に、項2、選挙費に入ります。決算参考書246ページから249ページ。説明は。

○河合選挙管理委員会事務局長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、選挙費を終了いたします。

次に、項の3、監査委員費、調査に入ります。248ページから249ページ。ご説明は。

○門口監査委員事務局長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。（発言する者あり）はい、どうぞ。資料請求がありましたから、どうぞ。

○大串委員 資料を作っていただきまして、配付をありがとうございました。

この定期監査結果報告書による各部の対応・改善資料集ということで、事例として政策経営部のことをつけていただきました。

で、定期監査が行われて、大きく定期監査としては、監査の結果についてと、それから主な指摘事項についてと大きく二つありまして、一つ一つについてどう改善したのか、どう措置対応したのかということ、この監査委員のほうに執行機関としては報告をしなくては行けない。こうなっています。

それで、本会議場でも述べたとおり、表の表紙だけのような、毎年度同じ文言で監査委員に報告しているわけですが、そうではなくて、きちんと、監査の結果についてはこうしました、それから主な指摘事項についてはこのように改善しましたというのを、しっかり執行機関としてつくって、そして監査委員に提出すべきだと思います。

で、本会議場で答弁があったとおり、いや、本文があるんだということで、その本文の資料を請求して、今受け取ったわけですが、9月1日に監査委員から、定期監査はこうでしたよという報告があって、同じ月にすぐこの対応書が、これ、9月付になっているんだけれども、こんなに早くできるものかなと思って、この点、ちょっとまず最初にお伺いしたいと思います。

○石綿総務課長 監査委員費の項でございますが、こちらの資料に関しましては総務課のほうで作成をさせていただいておりますので、私のほうから、ご説明、ご案内をさせていただきたいと思います。

まず、あらかじめこの今お配りしている資料の、まず内容でございますけれども、今、委員からご案内がありましたとおり、定期監査結果報告書に記載された内容と、中身に関しましてはほぼ同じということではございますが、その結果報告を受けるに当たりまして、それぞれの所管で、再発防止策であるとか対応であるとか改善結果であるとか、その一例示としまして、一番最後のページに、政策経営部に関するものとして一つサンプルで載せさせていただいておりますけれども、こういったものを、これはもうあくまでも失敗事例集ということで、お恥ずかしい話ではございますが、この失敗事例集をできる限り速やかに職員間に周知をさせていただきまして、もちろんこれは失敗でございますので、早めにリカバリーをしなければいけないよと。日常の事務の中で改善できるものはいち早く改善しなければいけないよということで、そちらを優先させて徹底を図っているというような取組の一つでございます。

○大串委員 この最初の、何というんだ、1ページ、2ページ目というのは、監査委員のほうから指摘されたことをそのまま写して、こういう監査委員から指摘がありましたよということをまず述べている。その次のページからは、今度は、そうですね、主な指摘事項について、指摘された点と再発防止策と対応改善効果というのを載せてくれているんだけれども、私は大事なと思うのは、監査の結果について、この最初の2ページにずっとこう書いてあるわけですが、これはまさに監査委員が指摘、結果として述べたことで、このことについて区はどうしましたかということ、本当は文書にして監査委員に報告しなくちゃいけなかったんじゃないんでしょうか。

これは、地方自治法の199条の第14項に、そのように定めがありますよね。参考のために読ませていただきますと、監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の長、長ね、は当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知するものとする。この場合において監査委員は通知に関わる事項は公表しなければならない。これが199条の14項ですよ。つまり、監査委員から監査結果の、それを受け取った長としては、どう改善したのかというのは監査委員に報告しなければいけない。ただ、その時期については対応したときでいいですよと、こうなっているわけだ。提出する時期は。

だから、今回、千代田区が、今回というか毎年か、毎年行っている、この、何というんだ、措置、措置対応、各部の対応・改善資料集となっているの、これは、これはあくまでも監査委員に提出するものではなくて、政策経営部長が職員の方全員に配る。要するにこういう監査から指摘があったんで、こういう点に注意してくださいよという意味で配る。そして、失敗事例集とありましたけれども、全ての職員の方が、こういう失敗があったんだということを共通認識とするために、これを作って配付している。だから、監査委員に提出するものとはちょっと違うんじゃないかと私は思うんだけど、その点はどうでしょうか。

○石綿総務課長 委員ご指摘のこの改善資料集、お手元の資料でございますが、まさにおっしゃるとおり、こちらは職員の周知に向けて、作成、配付、周知をしているものでございまして、監査委員の皆様方には、あくまでも包括的な内容ということで、今、措置対応の文書をもって、まずご報告、ご通知を差し上げているというような状況でございます。

○大串委員 だから、そうすると、監査委員のほうには、スクリーンで見たように、表書きというのかな、総括表というのか、同じ文言で毎年並ぶあれしか監査委員は受け取らないわけですから、あれだけではどう改善したのかというのが分からないですよね。ですから、199条の規定に従って、今後、執行機関としては監査委員に対して、こう改善しましたということを分かりやすく、区民に分かりやすく記入したものを提出すべき。で、提出を受けた監査委員は公表しなければいけないとなっているわけですから、公表して、それがいわゆる行政の区民に対するアカウンタビリティーにもなるし、それから監査委員としては、指導するというのかな、コンサル的な役割もあるそうですけど、それが果たせるということになりますので、この点はしっかりと今後お願いしたいというふうに思います。

○石綿総務課長 ただいま委員にご指摘いただきました点、私どものほうで実際にヒューマンエラー等の、監査委員様のほうからご指摘を受けた件に関しましては、その改善策、これは監査委員にはもちろんご報告は差し上げなければいけない点でもございますし、併せて区民の方々にも説明責任を果たす。それが法のつくりであると、こういったご趣旨かと思えます。

現実的な作業の中身も含めましてご説明をさせていただきますと、例年まさにPDCAとしてサイクルが組まれているような状況でございます。監査についてもその一環に当たるのかなというふうに私どもは認識しているところもございまして、こちらに関しましては、もちろん予備監査という事務的な監査も含めまして、監査委員様からの監査も含めて、例年起こってはいけません、昨年生じたことに対して今年どうなのかということも、実務的にはご報告を差し上げた上で監査を受けているという実態はございます。

ただ、それが、じゃあ果たしてきちんと公表はされているか、報告が分かりやすくされているかというご指摘に関しては、まさにおっしゃるとおりの部分がございまして、こちらに関しましては、現在取り組んでいるこの措置対応の中身、この記載の仕方、表現の仕方、内容、ここを改めて十分検討すべき点かなというふうに理解をさせていただいておるところでございますので、こちらに関しましては十分検討いたしまして、より区民の方々にも、もちろん監査委員の方々にも、分かりやすいような対応を取らせていただきたいと思いますというふうに受け止めさせていただきます。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

○大串委員 分科会長、決算審査意見書についても分科会でやると先日言ったのを、いいでしょうか。

○嶋崎分科会長 いいですよ。

○大串委員 決算審査意見書、これは先日の冒頭説明があって、その際、審査意見書に書かれた今後の課題、大きく3点ありましたけども、例年それはまた大体指摘されているわけですけども、それに対してはどう改善したのかということの説明してもらいたいと言って、じゃあ、それはまた、この場じゃなくて分科会でということになったものですから、改めてお伺いしたいんですけども、この決算審査に対する措置対応というのは、これは199条の14項には該当しないので、必ずしも、何とかなのか、提出して公表するか、そういった義務はないんですけども、区民の側からしてみれば、監査のほうからこういう今後の課題として述べられたことが、区のほうはどのように受け止めて、どのように改善したのか、それを知りたいということなので、今後、区としてはこの今後の課題として述べられたことについてどのように対応していくのかというのは、述べていただきたいと思います。

○古田政策経営部長 昨日の委員会の場でもお答え、一部させていただいたところではございますけれども、毎年度幾つかの今後の課題というのを指摘いただくと。それに対して、執行機関としてどのような対応をしたかということについて、分かりやすくお示しをして、毎年度の取組の、ある意味PDCA的なところが回るようにというご趣旨と受け止めております。

昨日も申し上げましたとおり、どういう形でお示しをするのがいいのかということ、昨日の段階では議会の皆様ともご相談しながらというふうに申し上げましたし、実際には指摘を頂いているのは監査委員からのご指摘でございますので、監査委員並びに監査委員事務局ともちょっと相談をしながら、ここに、この意見書の中に区の実行したいなものも一部取り込むのがいいのか、それとも、それとは別に決算審査の場面でお示しをするのがいいのか、そういったことも含めて、やり方についてちょっと検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、この取組自体には、今後の課題と書かれたことに関しましては、その書かれた時点から、要は当該年度の執行に当たっても気をつけておりますし、また来年度の予算編成に向けてもそれを意識して取組はしているものでございますので、その結果がどういったふうになったかということについても、監査の皆様からまた改めてご指摘を頂いているのが現状だとは思っています。

ですので、同じ項目が2年続いている場合については、昨日、監査委員事務局長からもご説明があったとおり、その進展も踏まえた形で、今、実際記載がされているのかなとは思っています。ですけども、項目がなくなったものについてどうなっていくのかというのは、確かに分かりにくい点がございますので、いずれにいたしましてもちょっと工夫をさせていただきたいと思っております。

○大串委員 ぜひよろしくお願います。いずれにしても、監査の目的は、地方自治法第2条に書かれました、最少の経費で最大の効果を上げて住民福祉の向上に資するんだと、それが自治体の目的ですから、組織目的ですから、それがしっかり事務執行が行われてい

るのかということ監査する目的にあります。ですので、監査から指摘を受けた事項、また監査の結果で述べられたこと、また決算審査で述べられたこと、真剣に受け止めて対応してもらいたいと思います。

最後に1点だけ、僕は再度聞きたいのは、定期監査の中で3年連続して述べていることがある。それは、内部統制についてしっかりやりなさいよと述べられている。内部統制については前回の定例会で、私、やりました。で、区長が内部統制方針を示して、内部統制評価報告書を作成して、毎年それをまた監査委員に提出して監査を受けるんだというのがあります。ですので、ぜひ千代田区もそういう体制を、内部統制の体制をしっかり取るために、そういうことまでやっぱり実施できるようにしていただきたいと思います。最後にこれだけ聞いておきます。

○古田政策経営部長 本会議のご質問とご答弁の中でも申し上げてきたところではございますけれども、大串委員からのご指摘というのは、大変重要だというふうに認識はしております。一方で、さっきの答弁にもさせていただいたことではあるんですけども、国のガイドラインの中にも、自治体の創意工夫でしっかりと運用していくようにということが言われております。その創意工夫がまだ不足しているんだというご指摘だと思っておりますので、ガイドライン準拠の仕方がどういう在り方がいいのかということも含めて、そこは区の中でも工夫をさせていただき、また議員の皆様、議会の皆様のご意見も伺いながら、千代田区のあるべき姿という、内部統制のあるべき姿というところをしっかりと模索していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

それでは、監査委員費はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 終了します。

次に、職員費に入ります。7の職員費ですね。決算参考書250ページから253ページ。説明は。

○神河人事課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。（発言する者あり）よろしいです——はい、職員費。はい、どうぞ、小林（た）委員。

○小林たかや委員 現在の職員数の状況を教えてください。

○神河人事課長 令和4年4月1日時点で1,209名となっております。

○嶋崎分科会長 1,209名。

小林（た）委員。

○小林たかや委員 その中に、定数に含めない職員はどのような職員がいるでしょう。

○神河人事課長 定数に含めないのは、育児休業や病気休職を行っている職員、または特別区人事・厚生組合等の外部に派遣されている職員でございます。

○小林たかや委員 それを抜いた定数は、現在、今年度始まる前は何人ですか。

○神河人事課長 それらの者を除いた人数でございます。4月1日時点ですが、1,126人になります。

○小林たかや委員 条例改正時と比べれば、定数上、何人ぐらい増えておりますか。

○神河人事課長 条例改正が行われたのが平成31年3月でしたので、平成31年4月1日時点で1,070人でしたので、定数的には60人弱ほど増えているということでございます。

○小林たかや委員 人員増加の内訳を教えてください。

○神河人事課長 人員の増加の内訳でございますけれども、どこの課というような形で特定のことは申し上げることができませんが、特定の課に限らず様々な行政需要に対応するため、例えばコロナ、DX等、そういったものもございましたが、そういったものに広く増員しておりまして、また事務の移管等もございまして、各部署の人数を増減するようなことも行っておりますので、一言で説明することは大変難しい状況ではございますが、職員数の増減について把握しているところでございます。

○小林たかや委員 新規採用についてですけれども、新規採用者はどれぐらいで、男女も併せて、何人ぐらいですか。

○神河人事課長 令和4年度の新規採用職員は83名でございます。この中には中途採用や氷河期採用の職員も含んでおります。あ、男女。

○小林たかや委員 男女。

○神河人事課長 男女の比でございますが、事務事業概要に、たしか。これは新規採用の男女の内訳ということでしょうか。

○小林たかや委員 はい。

○神河人事課長 すみません。続けてよろしいでしょうか。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○神河人事課長 すみません。令和4年度の新規採用の男女の内訳でございますが、男性職員が37、女性職員が42でございます。となると、79ですね、これ。あれっ。

○嶋崎分科会長 落ち着いて。

○神河人事課長 はい。すみません。先ほどの答弁について訂正をさせていただきます。令和4年度の男女の採用人数ですが、男性が40人と、女性43人でございます。すみません。大変失礼いたしました。

○小林たかや委員 毎年というか、今まで職員を採用してきて、前も出していただきましたけど、バランスがすごく悪くて、新しい職員、新規採用しなかった時期がありましたよね。それがあって、どちらかということバランスがすごく崩れて、それからここ何年かで新規採用を、今回は83名ですけれども、段階的に増やしてきておりますよね。

○神河人事課長 はい。

○小林たかや委員 そうすると、単純に考えると、上の、今までちゃんと職を、ちゃんとというか、ずっと研修を行ったりジョブローテーションを行ってやってきた職員が、団塊の世代も含めて辞めていく。で、採用していない時期がある。で、若い職員を採用してきたというふうになると、組織上非常にアンバランスですよ、今、千代田区の組織が。経験豊かな職員は退職し、新規職員がその代わりにどんどん増えていく。定数も条例も増やしているんで、どんどん増えていくと。

そうすると、どんなふうに職員の人材育成をしているのか。上のベテラン職員はいなくなっちゃう。下から新しいのは入ってきちゃう。と、現状、要するに新しい職員が現場についてやらざるを得ないというふうになってくると、これ、組織上どういうふうな、現場

が、若手の優秀な職員がいると聞きましたけれども、優秀な職員だけでは、経験のない職員だけでは対応できない部分がたくさんあると思うんで、その辺はどういうふうに対応をやっているんですか。

○神河人事課長 職員の育成につきましては、基本的に多くの時間を職場で、職員はそちらで職務を行うこととなります。基本的にはOJTという仕組みの中で、職場研修ということでございまして、その中で一つ一つ職務に必要なスキルを身につけて、それで育成されていくということになるかと思えます。また、そういったものに加えまして、私ども人事課のほうでは、研修計画みたいなもので集合研修も併せて行っております。

先ほど職員個人個人で、また自己啓発に関する取組をしているというような形のことにしても申し上げたところでございますが、こういったOJT、それから集合研修などのOFF-JT、それから自己啓発、こういった三つが主に関連をいたしまして、職員の人材育成につなげているというところでございます。

○嶋崎分科会長 先ほどの答弁とも重ならないようなやり取りをしてくださいよ。もう午前中1回、その研修の話も含めてOJTの話もしているわけだから、よくかみ合うような話をしてくださいよ。

小林（た）委員。

○小林たかや委員 1回ね、もうこの場ではいいんですけど、区の人口分布図、職員のね。要するに40代が少ないとか言っていたんで、その人口分布図を出していただいて、やっぱり今後の人材育成計画含めて、どこのところに力を入れなくちゃいけないのかというのを出していかなくちゃいけないんで、その辺はお示ししていただけないでしょうか。今日じゃなくて。

○神河人事課長 先日の人事関係の条例の議案審査のときに、一度資料を提出させていただきましたけれども、また必要であれば、またもう一度お出ししながら、職員の研修、この部分については、このような形で進めていきたいというようなお話もできるかと思えますので、また改めてご説明をさせていただくような機会をつくっていただければと思います。

○嶋崎分科会長 そして、先般の資料で不足ならば、不足なところを指摘してください。

○小林たかや委員 抜けた、そうそう、その図で抜けちゃった部分を。

○嶋崎分科会長 いや、その抜けちゃった部分って、どこが抜けちゃっているかと言っていたかないと。

○小林たかや委員 40代とか。

○嶋崎分科会長 はい。ちょっと休憩します。

午後3時36分休憩

午後3時37分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

小林（た）委員からの質問から入ります。どうぞ。

○小林たかや委員 すみません。いつも見て出されていた図とちょっと違っていたんで、イメージが湧かなかったんですよ。前回、今まで出していた図を、今度1回出していただけませんか。そうすると、前のとの比較がよくできて、今後いろいろよく分かるようになるんで、それはお出しいただけないですか。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○神河人事課長 資料のイメージは把握できましたので、またそういった形の資料の出し方を、また改めてさせていただきたいと思います。こちらは次の……

○嶋崎分科会長 いい、いい。そこまででいいんです。全部言わなくていいんだよ。

○神河人事課長 いいですか。すみません。

○嶋崎分科会長 言っただろ、俺が。余計なことを言わないでくれよ。

○神河人事課長 すみません。

○嶋崎分科会長 はい。

いいの、小林（た）委員。

○小林たかや委員 以前、千代田区の保育士さん、千代田区の保育士さんというのは、保育士、保育士さんで、非常に保育園が足りない。要するに保育園の定員がいっぱいになっちゃっていて、保育の需要がすごく多かったときに、千代田区も一生懸命保育士を連れてきて、正規、非正規かわからず、幼稚園や保育園でOJTを一生懸命して、育てたんですよ。千代田区はもう本当に一生懸命育てた。そうしたら、近隣区も保育士が不足していて、千代田区の育てたいい保育士が近隣区に流れちゃった。これ、本当にせっかく育てたのが流れちゃった。本来はこういうことはないんだけど、そういう事例があって、何でかというと、千代田区の保育士の待遇が近隣区より悪かった。悪かったというか、近隣区がよかった。よかったんで、そういうのはせっかく育てても流れちゃう。人材育成しても流れちゃう。

それから、人材育成をして、こういうように、まあ、流れちゃうという例は今でもあるんですか。そういうのをご承知ですか。

○神河人事課長 区のほうで、保育士として、例えば会計年度任用職員であったり派遣労働者であったりとか、そういった形で従事される方が、どれぐらいほかの区に流れているかということについては、大変申し訳ございません、今、正確に情報を持っておりませんが、ただ、先ほど、待遇の関係で差があって他の自治体をお選びになったということがあるかどうかにつきましては確認をさせていただき、また、ちょっとそういったことも含めた採用について、何か配慮できるようなことがあるかというようなことについては、検討を進めてまいりたいと思います。

○小林たかや委員 人材育成というのはすごく大切。半面、そういうこともあるんで、その辺は少し考慮しながら進めていっていただきたいと思います。今後、職員の人材育成については、計画性を持って、いろいろな情報を取りながらやっていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○神河人事課長 ありがとうございます。人材育成については非常に大変重責のある職務だと思っております。私も責任を果たせるように努めてまいりたいと思いますので、今後何かお気づきな点がございましたら、いつでもご意見を頂きながらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、職員費を終了いたします。（発言する者あり）あ、ごめん、ごめん。いいよ。

○永田委員 人材育成じゃなくて、ちゃんと人件費そのものについてお聞きしたいと。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○永田委員 人件費比率の状況について、平成14年に千代田区行財政改革に関する基本条例において、人件費比率の目標値を25%と定めていて、それ以降、20%以下で推移してきていますが、これは20年前の目標値。現在とちょっと大分状況が変わってきていると思いますが、どのように考えていますか。

○神河人事課長 令和3年度の決算ベースで、人件費比率は17.8%でございます。

○永田委員 そういうことを聞いているんでなくて、25%に目標値を20年前に設定しているんです。現在は大分下がってきて、最新ではもう15.何%になっていますけど、これは多分恐らく感染症関係で予算そのものが増えているから、総体的に減っているというだけだと思いますけども、こういった現状と目標値の違いについてですかね、もう例えば基本計画でもう目標値は設定しないとなってきた、この20年前の数字が残っているということについて、どのように考えているのかということを知りたいんです。

○中根財政課長 人件費比率のその具体的な数字と目標の関係のご質問かと思えます。おっしゃるとおり、人件費比率を、目標を、行革条例で25%程度と定めておきまして、その当時は確かに財政規模が、今の、今は大体650億から700億近くの財政規模。当時は恐らく、ちょっとすみません、記憶の範疇で言うと、多分400億から500億ぐらいの財政規模であったと記憶しております。ですので、財政規模も違いますし、職員の、当時と職員の人数も違います、職員の人数と仕事の量も違いますので、現状でその25%程度というのがふさわしいのかどうかというのはもちろん課題意識として持っております、今後、行革条例の在り方もございますので、この25%程度という数字を今後も引き続き定めていくべきなのかどうかということも含めて、その点については考えていかなければならないというふうに思っております。

○永田委員 23区の人件費比率の状況を見ると、千代田区は比較的高いほうの部類に入るわけですね。他区は多分恐らく財政規模も大きくて人口も多いと、行政効率化ができて、人件費も下がってくる。人件費というか比率も下がってくるのかなと想像はできるんです。だから、人件費比率そのものの数字がどうこうというのを、もう今それを何%だと目標値を掲げるのは、もう必要ないんじゃないかなということで、もう既に職員の定数条例でそれを一定数下げて、それによって、先ほど指摘がありましたけど、40代から50代の人材も不足してしまったということもありながら、今後はそういう対策をしながら、この20年前に設定した人件費比率というものにとらわれずに、より効率化というんですか、行政を運営していったらどうでしょうかということなんですが、どのように考えていますか。

○中根財政課長 今、永田委員の質問にありましたとおり、23区の平均の今の人件費比率は、直近の手元の数字で13.9でございます。特別区平均ですと、もう20%をもう年々下回っている状況で、千代田区におきましても、目標値の25%を超えたのは、あ、ごめんなさい、主要施策の成果の117ページにその辺りの資料が載っております。24年度に25%を若干上回る25.7%であったのを最後に、25%を超えるような状況は生まれておりません。ですので、行革でいろんな取組を、いろんな取組によって人件費の部分を、いろんな取組で行政サービスに振り替えていくということは、もちろん今後も

続けていかなければならないとは思いますが、おっしゃるとおり、この比率をもって職員の定数あるいは採用を、そのための足かせ、職員の数は今後の区民への行政サービスの基本となる部分でもございますので、そのバランスを考えたときに、この定数、人件費比率を目標値として持ち続けるほうがいいのか、持ち続けていいのかどうかというのは、十分検討してまいりたいと思います。

○永田委員 はい。いいです。

○嶋崎分科会長 いいですか。

○永田委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

それでは、改めて、職員費、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。終了します。

次に、8番、公債費の調査に入ります。254ページから255ページ。説明はありますか。

○中根財政課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、公債費を終了します。

次に、諸支出金の調査に入ります。決算参考書256ページから259ページ。執行機関、説明は。

○中根財政課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、諸支出金を終了します。

次に、10番の予備費の調査に入ります。260ページから261ページ。執行機関からご説明は。

○中根財政課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか

それでは、これより一般会計の歳入に入ります。歳入は一括でご審議を頂きたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。ありがとうございます。

決算参考書28ページの地方譲与税から137ページの諸収入まで、執行機関の説明はありますか。

○中根財政課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。特にないそうです。

質疑はいかがいたしましょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、以上で本日の所管分の歳入を終了いたします。

ちょっと休憩します。

午後3時49分休憩

午後3時49分再開

○嶋崎分科会長 はい。それでは、分科会を続けます。

続いて、各会計歳入歳出決算書及び附属書類のうち、各会計実質収支に関する調書257ページから263ページ、財産に関する調書267ページから299ページ、定額基金に関する運用状況調書303ページについて、執行機関からの説明はありますか。

○大矢会計管理者 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです。

ご質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、附属書類の調査を終了いたします。

本日予定しておりました政策経営部、会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局所管の歳入歳出の調査を全て終了いたしました。総括質疑もございません。

次回は、9月30日、明日10時30分から、環境まちづくり部所管の一般会計歳入及び歳出の調査を行います。

以上で本日の調査を終了いたします。お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

午後3時50分閉会